

二〇一〇年十二月 山陰研究 第三号 抜刷
島根大学法文学部 山陰研究センター

翻刻 藤井宗雄著 『石見国神社記』 卷二 邇摩郡

(付 藤井宗雄の著作について)

山崎 亮

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷二 邇摩郡（付 藤井宗雄の著作について）

山崎 亮

（島根大学法文学部）

摘 要

浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三～一九〇六）によって一八八七年に完成した『石見国神社記』は、明治初年の石見地方における神社、小祠、森神を網羅して、当時の宗教状況の一端を具体的に描き出している。今回は、本書全八巻のうち、卷二邇摩郡を翻刻する。併せて附録として藤井宗雄の著作について概観する。

キーワード：藤井宗雄、石見国神社記、邇摩郡

翻刻の凡例

一、原文は著者藤井宗雄が高子金部に清書させたもので、藤井自身の朱筆が入っている。基本的にはこの朱筆による訂正（誤字脱字の指摘、部分的な書き加え・削除、前後の配置の変更など）に従って翻刻しているが、削除部分のなかでもとくに興味深い記述は【】内に残している。

二、原文の記述の内容は、元の資料となった明治四年の「邇摩郡神社書上帳（島根県立図書館蔵寺社史料）と対照させている。とくに小社や森神の項目において、（ ）は、書上帳での異なる表記を、また「」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳に見られる字句を

示している。

三、旧字は、神名・神社名・人名・地名を除き、原則として新字で表記している。また異体字もできるだけ正字で表記するようにした。

四、変体仮名も原則として現行の字体に改めたが、助詞などに用いられる者・与・尔などはそのままにしている。

五、原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は■で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は□で示した。

六、原文の誤記と思われる箇所は（ママ）で示し、あるいは（ゝカ）として推定される字句を示している。

五、*は、翻刻者による註記を示す。

石見国神社記卷之二

藤井宗雄輯記

邇摩郡之部

行恒村

若一王子八幡宮

宮山鎮坐

祭神天照大御神品陀別命息長帶姫命玉依姫命○神体鏡一木像一

祭日八月十五日九月廿九日

建物本社拜所神樂所鳥居

棟札奉新建立若一皇子八幡宮御神殿一宇守護杵田又兵衛于時万治

二年己亥十二月神主石崎權之介○再興元禄改元戊辰十月○造宮熊

野若一王子八幡宮元禄七甲戌年九月○再興随神元禄十一戊寅年十

二月○造立享保六辛丑年四月○奉造立迺摩郡行恒村天照大神八幡

宮拜殿元文丙辰年九月○鳥居元文三戊午年十一月○上葺寛延二

己巳年十月○同明和九壬辰年六月○鳥居寛政六甲寅年八月十一日

○新建立寛政九丁巳年八月○新建立拜殿文化九壬申年二月○造立

文政八乙酉年九月○葺替文政十一戊子年四月十四日○再建鳥居嘉

永四辛亥年四月廿五日○葺替安政五戊午年十二月廿日○鳥居慶応

二丙寅年三月

社領高一石五斗此現米一石六斗五升

末社宝大神

社人石崎政保家筋詳ならず万治中石崎權之助より政保迄十一代相

続

金刀比羅神社

茶白山鎮坐

祭神大己貴命少彦名命○神体木像一

祭日十月十日

建物本社神樂所拜所籠所鳥居三

棟札新建享保十一丙午年九月○建立元文四己未年十月○拜殿建立

延享五戊辰年六月十日○鳥居天明八戊申年十月○再建文化三丙寅

年四月六日○鳥居文政六癸未年六月十日○同文政十丁亥年閏六月

廿日○同天保四癸巳年十月○葺替天保九戊戌年九月四日拜殿同年

○籠殿造立安政二乙卯年四月十日上葺同年○中鳥居一鳥井文久三

癸亥年十月○鳥居慶応三丁卯年九月廿六日

小社三所

殿居の稲荷社○本屋敷の稲荷社○古木門の荒神社

森神十五所

御崎谷の大元神○後岩根の大歳神○宮山の稲荷社(神)○同所の

荒神○岩根の熊野神○宮山の東照宮○同所の山神○平の山神○向

平の山神○平の地主神○大谷屋敷の地主神○芝切場の地主神○曾

根の地主神○芝切場の地主神○花田の地主神

松代村

熊野神社

権現山鎮坐

祭神伊邪那美命速玉之男命事解之男命○神体木札

祭日十一月十日

建物本社

小社三所

下河原の大歳社(神)

○同所の水神社○甘露寺の王子社

森神十五所

入會山の太歳神○同所の大山祇神○曾根の地主神○上地主の大地主神○金屋山の大山祇神○同所の稲荷神○東原の大地主神○鼻田の荒神○豆腐屋の岡(岡)象女神○権現山の御井神○同所の幸神○上隣の地主神○井戸坂の水分神○泉屋の大山祇神○西山の大国主神

祭神天御中主神倉稻魂神大山祇命罔象女命竈之神「正体木札」
宗雄云大元神稻荷神山神水神荒神を祀りしなるへし
祭日八月二日
建物本社拝所
森神十四所

先市原村

大歳神社
山神山鎮坐

祭神大歳神大山祇神○神体木札

寺迫の幸神○かみや(紙屋)の荒神○大歳の大年神○形の神の「大」地主神○森迫の稲荷神○地主の地主神○高砂の松尾神○「同所」大国主神○坂根の三宝荒神(三荒神)○谷口の玉留魂神○宝大神の事代主神○越前風呂の「大」地主神○市場の恵美須(比寿)神○番匠(丘)の水神

祭日五月三日十一月三日

佐摩村

建物本社

城上神社

森神五所

比良の荒神○大奥垣内の荒神○細田の地主神○同所の加(賀)茂神

大森鎮坐○天明の棟札に貞観五癸未年十二月勸請とあり

○宝大神の事代主神

祭神大物主命○神体白銅鏡径八寸裏に城上神社大物主命作者田中伊賀

今市原村

宗雄云祭神ハ【大国主命なるへし】頭註に大己貴命とあり石見風土記に所造天下大神とあり

大歳神社

諸羽鎮坐

祭神大歳神○神体石

神位正一位安政五年八月二十四日○上卿廣橋大納言安政五年八月二十四日宜旨石見国迺摩郡城上神社宣奉授正一位記正四位上行藏人頭左大弁藤原朝臣胤保奉○式内○県社

祭日四月十九日

祭日九月九日より廿九日まで

建物本社

五社明神

龜谷以后田山鎮坐

建物本社幣殿神楽所直会所神供所輿庫拜所絵馬所神庫火焼所鳥居棟札奉造替迺摩郡城上神社大森大明神宮舎一字維時宝曆七丁丑九月十有七日御代官浅岡彦四郎胤直神主橋本左京藤原久嗣丸因幡藤

原家貞石崎巨理藤原安定吉田茂兵衛久富河北河内通□□草六右衛門明雅本姓松平谷口氏源兵衛元曆撰之○葺替天明六丙午年十二月七日○寛政十二庚申年三月廿四日火造宮文化十二乙亥年三月廿六日

宝器柏石かしは鼻より出る社頭に在り○面三姫黒翁白翁なり裏に花押あり鈴一中二大久保石見守寄附○銅燈籠大久保石見守寄附○鬘斗目葵紋付天明七丁未七月川崎平右衛門藤原定安寄附○刀長二尺三寸六分信國作弘化二己巳年三月岩田平通成寄附○刀大和国貞吉作安永九庚子卯月日大草嘉十郎明堯寄附折紙大和国貞吉正真長二尺一寸三歩但スリ□無名也代金子廿五枚正徳四年午三月十二日

本阿弥花押○短刀伯州大原住真守作七寸五分半○刀無銘天明五乙巳十二月吉日大草多四郎明貞寄附○相州住正宗作一尺余心願成就依奉棒之願主笠井唯壽藤原玄忠花押○脇差依心願奉寄附大森藤田屋富右衛門正次敬白維時天保四年癸巳歳中春吉辰○脇差丹波守吉道○鏡径一尺二寸五分奉寄進鏡一面石見国仁万郡佐摩村大森大明神明曆二年十一月日願主勝治人見出雲造之

社領高六十石此現米二十六石九斗四升三合永錢一貫九百五十七文○一大森城上神社石見国仁万郡佐摩村之内高六十石為大森大明神領令寄附訖神事等無怠慢可相勤者也慶長七壬寅年八月日石見守因幡守殿宮内郷和泉守殿

撰社長砂神社駒足町鎮坐祭神少彦名命神体鏡祭日三月十六日棟札奉建立石見国迹摩郡天真神社長砂大明神宮舎一字元禄七甲戌十有一月十三日郡主後藤覺右衛門尉重真丸氏將監屋久橋本氏右近久林

命也其身形短小成故号此地曰長砂云々○造次寛保元辛酉年九月十日

二日○再建安永六丁酉年八月八日○葺替文化十四丁丑年三月十三日○修理安政三丙辰年八月廿四日

同比賣語曾神社祭神下照姫命神体鏡棟札奉修理比咩語曾神社一字寛保元辛酉曆九月六日神主橋本安亮藤原久道大願主大工藤右衛門

○修理宝曆七丁丑年十月廿五日○同明和九壬辰年四月廿四日○造立鳥居安永九庚子年三月十八日○葺替天明八戊申年十二月朔日

末社大元社

同日御崎社

同鷲社祭神稻背脛命

同巖嶋社

同天満宮

社人橋本忠久家筋元弘建武年間名録あり慶長中宮内久季より忠久まで十代相統就中忠久天保十己亥年□月十一日從五位下に叙す

同石崎信光家筋慶長中和泉守より信光まで十二代相統信光安政四丁巳年九月十八日從五位下に叙す

稻荷神社二所

陣屋向陣屋二所鎮坐

祭神宇賀之魂命土安姫命木花開耶姫命

祭日二月初午日

建物本社二拜所二

社領無し廩米六斗金二百疋

山吹春日神社

三笠山鎮坐大和国添上郡春日社より勧請と云伝ふ

祭神武甕槌命経津主命天兒屋根命姫大神相殿東照宮○神体菅相殿

青石

三條西殿御祈願所○春日社一字今度御祈願所被為仰付候ニ付祈念料被為御附候之処当時御改革中ニ付追而可為御沙汰者也嘉永三戌年四月三條西殿右之通被仰出候間抽丹精御祈念可為肝要者也田邊民部村之今井左馬進兼一神主後藤伊織殿○石見国大森春日神主後藤伊織一今般格別依_ニ思_食一当御殿御祈願被為仰付候間猶更朝暮祀拝怠慢無之様可被相心得之段是又被為仰出候ニ付依而此段申達者也嘉永元年申十月三條西殿御役所右之通被為仰出候間御精務專一之事存候畢繩田采女下村右京○証一御翠簾一御紋附紫御幕一御紋附御提灯右者今般格別之就思食御寄附被為在之段被為仰出候間此段申達候御殿以御威光決而威光箇間_{マツ}敷儀無之様可被相心得之条是又被為仰出候間急度其旨可相守候依而申達畢嘉永元年申十月三條西殿御役所

祭日四月廿七日

建物本社神楽所拜所鳥居

棟札拜殿寛政十二庚申年十月十二日○石段文化元甲子年九月○鳥居文化四丁卯年四月○葺替文化七庚午年五月○同天保四癸巳年九月

末社粟嶋社祭神大己貴命少彦命○神体陶物

同八幡宮

社人後藤重樹家筋八握太夫政則より重樹まで十四代相統

稻荷神社

大森鎮坐

祭神稻倉魂命大田神大宮姫命○神体篋石

祭日二月初午日

建物本社神楽所鳥居

棟札奉興謹稻荷社一字貞享四丁卯年五月祠官後藤半太夫○造次元禄十五壬午年九月十六日○同元禄十六癸未年四月五日○造立宝永七庚寅年四月○建立稻荷三社倉稻魂命大宮姫命大田之命正徳六甲申年六月廿八日○建立元文五庚申年三月二日○鳥居寛保二壬戌年七月○大鳥居延享四丙卯年四月五日○建立天明六丙午年六月○鳥居同年○同文化二乙丑年九月○同文化四丁卯年九月○拜殿天井文化七庚午年七月○不開御宮文化七庚午年六月神主後藤加賀重近願主大草周平平明○御舍右同時○鳥居文政三庚辰年二月○葺替文政六癸未年十一月○鳥居天保八丁酉年十一月○石鳥居同時○葺替弘化三丙午年十二月

宝器額一面天日隔宮御杖代兼国造出雲宿祢尊孫筆

小社十六所

香語山の愛宕社(神) ○長屋の稻荷社(神) ○駒足の稻荷社(神)

○原屋の稻荷社○中山の稻荷社(神) ○下市の恵美須神○中市の

恵美須神○新町の恵美須神○本谷の八幡宮○うふし(ウフシ)池

の大年神○深山口の大年神○池本の稻荷神○小佐摩の大年神○下

佐摩の大年神○同所の王子神○花田山の稻荷社(神)

佐毘賣山神社

銀山町仙山鎮坐○永享六甲寅年二月大内弘孝当国美濃郡佐毘賣山

神社より勧請

祭神金山彦命○神体鏡

宗雄云佐毘賣山神社は【臣津奴命其后神大己貴命須勢理姫命に坐す然に旧く】金山彦命とハ思はれず然るに頭註に【も】かく記せり此所なるは銀山あるに就て祀られ給へるなれば素より金山彦命と心得て祀たる事論なし

祭日正月十一日

建物本社幣殿拜所鳥居神庫

棟札奉新建立山神宝殿拜殿一字慶長七壬寅年九月吉日大願主大久保石見守吉岡隼人田中又右衛門諸士一同世話人安原備中木村土佐水田彦兵衛惣山師一同本願神主後藤中務太夫本庄内藏太夫いち宮内○新建立明曆三丁酉年五月○奉修理寛文十二壬子曆○再作元禄十三庚辰年十月廿一日○佐毘賣山神社山神宮本殿拜殿奉造宮文化十一甲戌歳五月十六日(マ)鋤初亥二月七日拜殿小屋入四月三日柱立七日上棟八月廿三日日本社木屋入九月三日上棟十二月十日遷宮神主天野檢校直温橋本右京重行本城采女光忠御代官阿久澤修理○文政元戊寅年正月十九日炎上○再建文政二己卯年四月廿一日

宗雄云寛文十二年の棟札二枚あり内一枚に神宮寺権大僧都宗俊法印社僧とあり此頃社家と別当と隙ありけむ故に同物二枚あり社領高五十石此現米十九石一斗一升九合六勺永錢一貫四百九十八文一分○石見国仁万郡三久須村之内高五十石為山神領令寄附訖無怠慢神事等可相勤者也慶長七壬寅年八月日石見守中務大丞殿内藏大夫殿○宮内卿廩米四石錢十二貫文宛毎月備はる○当山為祈念於神前御湯立神楽可有執行二付銀子百目米拾俵四斗入依之進候能々誠精肝用候恐々謹言九月十八日佐石銀山々神外記太夫殿○山神毎月之祈念之御久米髓ニ出来候弥当山繁栄之祈禱可遂其節事肝用候恐々謹言七月十八日佐石花押■花押

宗雄云佐石は佐世石見守元嘉なり今一人は字画髓ならず(マ)老郡とあり

山之神いちめんの儀吉岡隼人岡田宗喜扱ニ而銀子貳枚ニ買取候由尤ニ候毛利殿証文弁銀山之代官披見候たしまいち代之ことく所務可仕候別於有違乱者可申上者也依如件慶長七年九月日大久保十兵衛長花押(マ)おはな旨

宗雄云いちめんは市免なり市とは神子を云ふ此市役今は橋本氏に勤らる、由なり

撰社熊野神社神体宮棟札奉造立熊野大権現安永五丙申年九月廿四日祭主天野檢校橋本伊豫本城采女再建文化三丙寅年十一月同文政元戊寅年九月

末社盛山神祭神水天宮神体御守棟札造立盛山大明神文政十三庚寅年六月五日御代官根本善左工門祭主天野檢校橋本右京本城采女略文に盛山大明神者水天宮袁奉鎮云々根本善左衛門君以信心乎其御像乎希請持来坐而云々

同今宮祭神素盞鳴命大己貴命少彦名命

同鷲社

同天満宮

同粟嶋社

同妻山神祭神尾紅孫右工門靈享祿二己丑年勸請

同岩屋神祭神天野直温靈文政元戊寅年勸請

宗雄云文政元戊寅年正月十九日丑刻山神社炎上るとき靈代を取り出し奉り猶宝器を出さむとして殿内に入りしか遂に出ること能はず焼死せられしとそ享年五十二

社人本城光基家筋徒二位左大臣雅信十六代孫本庄越中守常光二男

本城内藏太夫当社神職となり光基まで十一代相統光基慶応元乙丑年六月十五日従五位下二叙す

宗雄云雅信公は宇多天皇第八皇子一品式部卿敦實親王の子にて源姓を賜ふ是を世に宇多源氏と云ふ雅信公より五代孫を源経方と云ふ次に秀義次二定綱次に信綱次に氏信次に満氏次に宗信次に高氏次に京極藏人次に京極入道常念次に京極常意次に清政次に隱岐守為清これを本庄判官と云ふ次に本庄信濃守次に本庄越中守常光なりされは十九代なるを十六代とせしハ雅信公と経方の間の三代を漏たるなり常光の事ハ其名世上に高ければ茲にはす次に本城内藏太夫次に光久次に光重次に重忠次に重政次に光保次に光林次に光忠次に光利次に光隆次に光祝次に光基なり
前後三十一代なり

同橋本重守家筋本城氏同祖佐野但馬守より重守まで十代相統

同天野直正家筋本城氏同祖天野宮内少輔慶勝より直正まで十代相

続

八幡宮

山吹古城山鎮坐

祭神應神天皇○神体鏡

祭日八月十五日

建物本社拜所鳥居

棟札奉造立山吹八幡宮享保十八癸丑年十月祠官天野檢校橋本伊豫

本城采女願主銀山中○再建明和八辛卯年三月十五日

天満宮

藤森鎮坐

祭神菅原神○神体木像

祭日六月廿五日

建物本社拜所鳥居

棟札造替享保二壬戌年六月廿三日○造替天保四癸巳年九月十日

豊栄神社

下河原鎮座長安寺開山誠庵淳大和尚勸請旧号洞春山長安寺明治三庚午年六月改称

祭神毛利元就卿○神体木像長一尺九寸

祭日三月辰日九月晦日

建物本社拜所隨身門鳥居

再建慶応三丁卯年二月廿七日

社領高十三石二合此現米六石二斗二升四合六勺永錢二百九十文四分

分

社人長安右近家筋元別当禪宗曹洞派周防国鳴滝關雲寺末洞春山長安寺別当になり右近まで二十二代法脈相統明治三庚午年六月復飾

小社四十八所

下河原の大歳社○休谷の稻荷社○昆布山谷の稻荷社(神)○同所

長楽寺の稻荷社○同所の荒神社○同所の荒神社○「出」土谷の稻

荷社○同所西福寺山の愛宕社○同所の稻荷社○同所の杵築社○同

所の清和神靈○栃畑谷の稻荷社○同所の稻荷社○同所の荒神社○

同所西向寺の金毘(刀比)羅社○岩屋道の稻荷社○同所の稻荷社

○同所の稻荷社○大谷の稻荷社○神宮寺の巖嶋社○同所の稻荷社

○同所の荒神社○同所の荒神社○同所の荒神社○同所の大元社○

御崎谷の稻荷社○同所の日御崎社○同所の荒神社○同所安楽寺の

金刀比羅社○同所の愛宕社○同所の荒神社○休谷の稻荷社○同所

の稻荷社○同所の宝珠寺の稻荷社○同所天神坊の天満宮○休谷の

稲荷社○清水寺の山神社神体木像棟札再建山神宝殿万延元庚申年十一月別当清水寺現住法印良存

宗雄云此山神の祭神は尾紅孫右衛門の霊なるべし

同所の稲荷社○同所の荒神社○同所の辨才天

宗雄云此三社は一字にて山神の末社なり辨才天は金毘羅社とあり

龍昌寺の稲荷社○同所の辨才天○中組の稲荷社○安龍寺の稲荷社

○下河原の稲荷社○本谷の今宮「神」○同所の石銀社○同所の稲

荷社

戸蔵村

大歳神社

森鎮坐

祭神大歳神相殿荒神○神体木札

祭日十一月六日

建物本社

小社一所

坂根山の熊野社神体石祭日九月十七日

森神六所

鼻ヶ城の大山祇神○大畑の地主神○草城の稲荷神○小畑の勝負神

○御前元の大元神○的場山の三宝荒神

忍原村

若一王子神社

宮山鎮坐

祭神天照皇大御神○神体木像

祭日九月廿九日

建物拝所鳥居

社領高五斗此現米五斗

末社国常立命

同大年「大」神

同大国主神

同天忍穗耳命

森神三十五所

岡崎(前)の幸神○岡上の地主神○滑谷の地主神○竹本の地主神

○鱒淵の地主神○小山手の地主神○同所の地主神○掛戸の牛王神

○鍛冶屋町の金山彦神○堂迫の地主神○小屋敷の水神○一丁田の

地主神○仲代原の水神○同所の水神○若狭風呂の十二社権現○姫

谷の地主神○同所の地主神○同所の地主神○野田屋の地主神○同

所の地主神○同所の地主神○石風呂の水神○同所の水神○同所の

地主神○風呂下の地主神○真砂本の水神○井手前の地主神○午(手)

前の地主神○廻の地主神○道中下の水神○道中側の水神○滑(清)

谷の山神○中山の山神○湯川の山神○中山の地主神

荻原村

八幡宮

佐々丸鎮坐○永久二甲午年八月十五日勧請

祭神誉田別命息長足姫命姫大神相殿東照宮○神体木像

祭日八月十六日

建物本社拝所鳥居

社領高五斗此現米三斗三升五合

末社天満宮

同生目神

宗雄云日向国延岡に生目八幡と云ふ社あり祭神平景清を祀と云ふ神詠に「景清く照す生目の水鏡末の世までも曇らさりけり眼病の人信仰すれば験ありとそ

社人竹内政穂家筋詳ならず左京介重治より政穂まで七代相統

小社六所

天馬の稲荷社○町の恵毘(比)須神○宮谷尻の大年社(神)○小年曾根の金毘(刀比)羅社○中野の大山神○新一の若宮「神」

森神十一所

井戸奥の阿多子神○社地内の大元神○八風呂谷の八所森神○社地内の地主神○上谷山の荒神○柿木(本)原の貴船神○四通山の荒神○御崎の地主神○岩倉の八坂神○埵(峠)の道祖神○板か谷の水神

福原村

八幡宮

城山下鎮坐天永二辛卯年三月十四日勧請

祭神菅田別命息長足姫命相殿東照宮高德神○神体木像一

祭日八月十五日○田楽一番入羽二番座替三番四頭四番片並五番惣

見合六番布摺七番大飛八番小飛九番背合十番面合十一番胡麻立十

二番柴舞

宗雄云其式八宮坐十二人踊子十二人小者十二人都合三十六人百

姓屋敷付にて役の定あり次に踊子十二花笠を冠り内四人胴頭と

云ふ鼓を持つ四人連ささら四人小ささらを持つ小者は四尺はかりの竹に花を着て持つ花は菊梅桜牡丹などの作花なり席には櫛の鉢を立つ大胴あり笛吹あり次に酒飯を出たす吸物は茄子を銀

杏葉に切る次に菟豆次(カ)に渋柿次に手水を遣ひ次に幣にて身を清

め次に犬舌御供を引手とす次に酒七献半にて納杯次に田楽踊あり

建物本社拝所鳥居

棟札再建石州迺摩郡福原村八幡宮元禄十三庚辰年十二月廿四日神

主竹内左京久次大願主摺子七兵衛政久江原与三左衛門東方太兵衛

吉次

社領高二石五斗二升此現米一石三斗永銭百文

末社大元神

小社一所

「字王子」若一王子社

森神十六所

石根の水神○目ノ爪の荒(幸)神○佐摩代(摩代)の地主神○六

郎木越の森神○天神平の天満宮○坂郷の祇園神○波多か谷の道祖

神○又持の地主神○大平の貴船神○大年代の大年神○同所の荒神

○山吹床の金屋古(子)神○新屋の御崎神○「社」地内の稲荷神

○聖(樋尻)の竈神○同所の明邪神

三久須村

八幡宮

枳屋鎮坐

祭神菅田別命足仲津彦命息長足姫命○神体木像三

祭日八月朔日

建物本社拝所鳥居

棟札葺替迹摩郡三久須村八幡宮享保四己亥年十二月十一日神主高木氏對馬正藤原忠次云云○同元文二丁巳年後十一月廿七日○再建天明元辛丑年八月十七日○葺替文政五壬午年八朔神主石崎雅樂藤原勝治後藤伊織藤原重近庄屋樋ヶ儀助○拜殿天保七丙申年卯月十五日○葺替嘉永元戊申年七月○内殿再建安政六己未年八月朔日社領高五石此現米一石三升五合

末社大年御年若年神

森神五所

郷の素盞鳴命(尊)○井木の貴船(舩) 神○岡の地主神○井迫の猿田彦神○奥土居の地主神

白杯(シロハ)

三滝神社

三滝山鎮坐

祭神大己貴命少彦名命相殿應神天皇大内義弘毛利元就大久保石見守靈○神体木札八幡宮神体木像三靈神体石

宗雄云中座八幡宮左坐に二神右坐三靈なりかくて二神なるは木札にて靈代のなきを思ふに是は近く祀たるにて文化の頃和州云々と記せし時に祀りたるなるへし然を主神【としたるは】八幡宮にては珍らしからすかつ【近頃】式内と云むに物遠き神ならては混かし難き故に二神を主に立たるものなるか其は書の上のミにて未だ実を交こと能はずして明治四年の改のとき中座は八幡宮なり【奸曲は仕負せぬ事のあるものなり】嗚呼

祭日九月八日より十日まで

建物本社拝所神庫御旅所鳥居

棟札奉新建立石州仁万郡白杯(シロハ)村三滝大権現尊拜殿一字寛文二年壬寅九月九日○新建立三滝大権現元禄四辛未年○迹摩郡白杯(シロハ)村三滝大明神宝曆十庚辰年四月八日神主高木織部正忌部景慶同高木佐兵衛佐忠周白杯(シロハ)庄屋高野宇兵衛三久須庄屋田儀治右衛門云々文に当社靈石者難産及疱瘡為守甚有驗又乳汁之婦女運二歩於爰滝掃除流溪祈児安全云々○上葺寛政二庚戌年九月八日○神輿再興御殿修覆文化七庚午年九月八日○再建鳥居文化十二丁亥年六月十八日○再建拜殿文化十四丁丑年九月八日文に夫三滝大明神者和州高市郡滝本神社同体而湍津姫命大己貴命少彦名命三柱神鎮坐須故三滝止申○行幸御舍同年

宗雄云三滝と云は此所に滝ある故に云のみ和州云々とあれと湍津姫命は此棟札にあるのみにて外に見へざるを思へは附会なるへしかくて主神は八幡宮なるを大己貴少彦名神を主とし近頃また此社を式の水の上神社と云趣あるはいかにそや

社領高五石此現米一石三斗二升五合永錢百文
末社大元【社】神殿無し

同稻荷社棟札文化十四丁丑年四月九日日本谷邑奉鎮奴多鉸稻荷大明神其鎮何代謂不知伝云大永比初而知【白銀之有在】自公命吏取之則自此郷故謂本谷當時初而奉祭

宗雄云【比は頃の誤り】郷字下に始を脱【し當時の下に社字を脱せり】す

社人

宗雄云社家あれとも断絶す高木氏の由なり当今は仁万村の高木

氏より兼勤なり親類にや

森神九所

地主迫の泣澤女神○横手の地主神○本郷の月森神○同所の大歳神
○同所の八幡宮○同所の熊野神○同所の荒神○竹内の地主神○同
所の金刀比羅神

宗雄云月森は白杯森（マ）の義にて白を省きたるならむかくて【是そ

当村の固有の神にて】若は白城氏の祖神を祀には非しか又云八
幡宮は此所そ本地なるを三滝に遷たるにや

静間村

静間神社巖島神社

垂水山鎮坐○旧地静窟にあり高浪に破損故に巖島社に合祭すと云
伝ふ明治三年夏書上に慶安中とあり

祭神大己貴命少「名」彦名命○神体鏡二木像十二相殿湍津姫命田
心姫命市杵嶋姫命○神体鏡三

宗雄云式の静間神社の祭神ハ倭文神なるへし諸書に萬葉集の志
津岩屋を此所とし祭神は彼二神と云ざるは無れと委しからすま
た此社実に所謂窟中に鎮坐たるならば式内には非す其は倭文神
を窟中には祀るましければなり式の静間神社は当村にあるは論
なけれど夫と措へき社なければ暫く当社としてあれと是も享保
中に加祭たるにて実の社は尚別にあらむも知へからす

祭日九月十五日

建物本社神楽所鳥居

棟札上葺慶安三庚寅年三月十四日神主宮内内藏之助○建立寛文十
庚戌年九月十四日宮内佐太夫又再興寛文十庚戌年九月神宮寺金剛

山法印神主宮内佐太夫裏に金剛山廿一代々住持法務龍傳法印書
之○新建立静間巖島大明神御拝殿延宝八年庚申九月神主大崎和泉

椽久次○新建廊下貞享四丁卯年九月○鳥居元禄七甲戌年七月金剛
山権大僧都為傳神主垂水郷大崎宮吉太夫○建立元禄十壬午年九月
金剛山法印為傳神主宮内刑部少○再興巖島大明神元禄十五壬午年

九月吉日法印為傳神主宮内刑部■○鳥居享保十四己酉年三月十五
日○上葺静間神社巖島大明神加祭一字享保十九甲寅年三月十五日
金剛山法印晚傳神主宮内将監藤原久勝庄屋揖善右衛門此札二枚あ
り一枚は神主上席なり○上葺元文二丁巳年三月十四日○建立静間

神社巖島大明神神楽殿並拜殿宝曆二壬申年三月十五日宮内水穂久
勝○上葺宝曆七丁丑年四月十三日○鳥居再建宝曆八戊寅年四月十
三日○鳥居明和元甲申年六月○葺替明和六己丑年二月廿五日此棟

札二枚あり○上葺寛政九丁巳年八月○鳥居享和元辛酉年三月○上
葺文化六己巳年三月廿六日○再建文化六己巳年四月十二日○拜殿
再建文化十一甲戌年二月晦日○鳥居天保六乙未年三月○上葺弘化

五戊申年三月
宗雄云享保十四年より同十九年までの間に巖島社に静間神社を
加たるならん慶安中とあるは信かたし社坊は享保中に社人と和
せず宝曆に到て全く除け、むまた静間神社ハ安濃郡なり後世郡
境の違ひしならん

宝器刀二尺一寸清光作○手鼓毛利氏寄附
社領高五石此現米四石一斗七升五合永錢七百三十文

宗雄云此社領もしハ八幡宮の領には非しか私考には巖島寺と八
幡宮にて五石とあり寛永二年の書付には垂水宮五石とあるハ
垂水八幡宮と思ハる

八幡宮

垂水山鎮坐

祭神菅田別命息長足姫命玉依姫命○神体木像二

祭日八月十五日

建物本社

棟札上葺慶安三庚寅年三月内藏助○新建立静間八幡宮延宝五丁巳年十一月廿四日○上葺元禄七甲戌年七月七日○同享保三戊戌年八月十二日○同寛保二壬戌年極月○同宝曆十一辛巳年八月○建立安永八己亥年六月○上葺文化十癸酉年四月○造営弘化四丁未年八月八日

宗雄云たるミ八幡とあるは是なるへし

宝器弓矢

末社宇賀御魂神

同磐長姫命東照宮高(仰)徳神霊

社人宮内久晴家筋先々世代詳ならず元亀中垂水亦二郎社職となり

久晴まで十三代相続久晴元治二乙丑年三月十日従五位下に叙

宗雄云文禄中高篠また家平大崎等の氏あり

槁木神社

槁木山鎮坐

祭神湍津姫命田心姫命市杵鳥姫命○神体木像

祭日九月九日

建物本社神楽所鳥居

若宮八幡宮

宮木山鎮坐

宗雄云寛永二年の書に上しつま八幡たるみ八幡さ、八幡等あり

上しつま八延里村と思ハれさ、八幡とあるか当社ならんか考へ

し

祭神大鷓鴣命

宗雄云祭神は此命にハ非ず別に云へし

祭日八月十二日

建物本社神楽所鳥居

大年神社

魚津大年山鎮坐

祭神倉稻魂神大年神若年神○神体石

祭日四月十五日

建物本社神楽所鳥居

大年神社

和江大年山鎮坐

祭神倉稻魂神大年神若年神

祭日四月朔日

建物本社神楽所鳥居

大年神社

平岬鎮坐

祭神豊受大神国常立命

祭日十一月卯日

建物無し森木鎮坐

大年神社

祭神豊受大神国常立命

祭日十一月卯日

建物無し神木鎮坐

小社十三所

和江濱の事代主神○滝前の天満宮○校窓山ヲの大国主神○正原の大年神○正原福森の仁徳天皇○和江大年側の大国主神○同所の手置帆負神○滝前の薬師神○新田山出屋山の大国主神○大弓邊戸の稻荷神○金剛山の熊野権現祭神伊弉册神事解男神速玉男神棟札奉上葺権現御宝殿一字万治二己亥年二月吉日権大僧都法印宥傳御料中奉加高壱石銀一分また奉建立権現御内殿一字文化七庚午年八月宗雄云此金剛山を史傳に竹内正業の言を拏て神こふ山に大己貴少彦名神ますとあれと竹内氏は何に依て云れしか更に証を知らず若は此所に静間神社の在しを熊野神に変したるにや其例美濃郡染羽神社に有り権□□□

普門山の稻荷神○同所の天満宮

森神十五所

三谷の罔象女神○同所の地主神○魚津東の森神○魚津大年山の地主神○笹椽木の稻荷神○同所の罔象女神○笹谷の幸神○同所の金山彦神○正原糶屋の地主神○白石の大元神○和江大年山の地主神○和江石川屋の水分神○同所の地主神○磯間屋の水分神○同所の大国主神

磯竹村

八幡宮

宮山鎮坐○旧地八幡廻曆心中当地に遷す
祭神誉田別命氣長足姫命武内宿祢○神体木像三
祭日八月十五日

建物本社拜所神楽所鳥居

棟札上葺寛永十三丙子年八月神主佐渡守○上葺寛文三己丑年十二月三日権大僧都法印宥昌導師宅野村波啼寺神主林右近○上葺磯竹八幡宮元禄十五壬午年十月十日林右京進藤原勝信○建立拜殿正徳四甲午年九月廿九日○造宮磯宮八幡享保六辛丑年十一月十四日○上葺五十武八幡宮享保十一丙午年十月廿九日裏に当社者合座也地主五十猛命大屋毘賣命柁津比賣命○神体木像二
従八幡宮合祭此地云々○建立八幡宮三所享保二十乙卯年十一月○建立磯竹村両社拜殿宝曆八戊寅年九月○上葺宝曆十一辛巳年八月○上葺明和五戊子年十月廿九日○建立文政九丙戌年四月廿日○戸帳寛政五癸丑年八月○上葺享和二壬戌年八月九日○葺替嘉永二己酉年六月

社領高一石二斗此現米一石四斗九升一合六勺

社人林勝保家筋曆心中林武二太夫藤原勝臣とあり元和中林右近より勝保まで九代相続

五十猛神社

同所鎮坐

祭神五十猛命大屋毘賣命柁津比賣命○神体木像二

宗雄云須佐之男命新羅国に天降坐て埴舟を作り東に渡坐とき御子五十猛神を率坐て御母の御本国たる出雲国を指して還り坐しか御本国の近くなるまにく荒魂の神は御近づけ遊はし難き訳やありけむ此所に留置まし己命は出雲国に移り坐せり是ハ神功皇后の韓国を征伐まして帰坐しとき大御神の御教覚に荒魂神は皇后に近すけす心廣田国に鎮坐むと宣ひしと同じ御意はえなり此後出雲国に到坐たる時は一柱と聞え安来の処に到坐たる時に

吾心安く穩になりぬと宣給ひしも荒魂の進備の除坐たる故なるべしかくて五十猛命は此村に鎮坐たる故に村名を磯竹と云ひ荒魂山と云もあり大屋姫命は大屋村に鎮坐し爪津姫命は川合村に鎮坐し此外此辺に此神等の古蹟と思はるゝ所あまたあり【其は其所々に云を見へし】

祭日九月九日

建物本社

棟札建立両相殿正徳四甲午年八月神主林民部藤原勝次○建立享保二十乙卯年十一月○鳥井^(ウ)同年○上葺磯武大明神宝曆十一辛巳年八月○同安永二癸巳年七月○同寛政七乙卯年八月○建立文政九丙戌年卯月廿日○葺替嘉永二己酉年六月○拝殿修覆慶応三丁卯年九月十一日

宝器小刀長一尺四寸五分銘に本来無一物何処不塵埃^(ウ)正宗とあり○御飯石杵築国造の歌に「石となる此大飯をおろかみてやまふのさハリのそきつるかも社頭松野々^(ウ)口隆正歌に「此松は八十の木種の其中の一つなりけむ神さひにけり社領なし

宗雄云石見風土記に五十多伎神戸郡家正北五里卅歩須佐能乎御子五十猛神領此所故則此神鎮坐故神戸也とあり

新羅神社

大浦湊鎮坐

祭神武進雄命大屋媛命爪津姫命○神体石三

韓神新羅社縁起に都努さはふ石見国迹摩郡□□大浦の水門に鎮坐す唐神新羅社は武進雄大神におはします抑此大神埴土をもて舟を造りそに乗て御国にかへり給ふこゝにその爪津姫大屋津姫二柱の

神は舟揚りませし処を角里また角浦といふ今の角津なりまた大屋津姫神は陵を造り祀る今の大屋村なり松をもて御しるしとすその松幾年ふりけむともしらす二柱の彦神は東に到り給ふ岩まに打寄おのれくたくる波のすさまじかりければ猛き事かものり給ふ是宅野大浦の間なる多氣也さゝやかなる鳥を巡り給ひしをさゝしまといふこなたの島に御舟をよせ給ひしを神島といふゆくへはるけき海面を見放給ひて「是やこの浮世をわたる麻呂多舟岩見る海の荒き浪風御歌によりて後に国の名ともなりぬ素盞鳴尊ハ御舟にて差出の磯をもとふらし^(ウ)五十猛命ハ浜路にたどり御舟と浜路と亦逢ふ事を契り山と海とに別れ給ふその逢ふ事をかたり結ふ所を逢坂といひ別れ給ふ所を神わかれといふ今かめわれ坂と訛れり夫より素盞鳴尊ハ出雲島上峯に到り御子五十猛命は猶木種を蒔て御親大御神の泣枯らし給ひしを青山なして御功業こと竟てミ□□し給ふそを木国伊曾太記神社といふ云々その御霊を齊祭村を御名よせて五十猛といふ今磯竹と書は神龜年中に改められし也毎年御舎の前なる渚に蛇のより来るこそいとく奇しく妙なる御所為也云々

宗雄云是ハ聊か引直して記す拙き物なれと古書によらず土人の云ふ所によりて記たるものにて採るべき事無に非ず角里角浦は同所にて那賀郡なり此所に舟揚坐しこと未考へすさゝ島ハ万葉集の読誤にてたか島なれハ所たかへり神嶋五十逢浜は風土記にあり

祭日六月朔日

建物本社拝所鳥居

棟札に建立韓神社新羅大明神享保三戊戌年十二月朔日神主林民部

少藤原勝次○韓神社鳥居享保十二丁未年五月○上葺韓神社元文四己未年十二月八日○造立塚石垣石宝曆二壬申年五月廿九日○建立安永六丁酉年五月○柱替鳥居文化十三丙子年七月十八日○造営鳥居天保八丁酉初冬二日○造営嘉永五壬子年九月廿三日○鳥居安政二乙卯年六月朔日○再建安政六己未年五月○鳥居再建慶応元乙丑年閏五月廿三日○本殿修覆無年号

宗雄云棟札に韓神社と多く記たれと五十猛神を韓神と申せは当社をかく云ふハ当らず【是は近頃の文盲神奴の所為にて採に足らず】た、土人の新羅明神と云ふそ正しかるへき但し若ハ五十猛神社なるも知へからず其は彼社も正徳の頃より見たれハなり末社今宮

同恵比壽社

同亀宮祭神龜

同龍蛇社

宗雄云社伝に毎年十月の頃磯辺に來るを採て折敷に載て奉る蛇の如きものなり亦此海に長二寸はかりの頭は馬に似ては蛇に似たる虫あり是を俗に海馬と云ふ新羅明神此海馬に乗り來り給ふとも云ふ但し海馬と云ふは美知(米)の事なりいか、

国分寺霹靂神社

雷山鎮坐○大同四己丑年正月廿一日勸請

祭神別雷命功業神玉依姫命○神体木像一

宗雄云勸請も祭神も頭註によりたるものなり信かたし国分寺に、に有へくも非ず

祭日三月十二日

建物本社拜所鳥居

棟札奉建立国分寺霹靂神社一字寛延三庚午年十月十五日神主林清美藤原勝日(子)同大和守○建立三十四座之内国分寺霹靂神社宝曆十一庚巳年十月十五日○建立文化四丁卯年六月廿四日○拜殿同年○建立神門石垣文化十二乙亥年卯月十七日○造替並鳥居嘉永七甲寅年六月廿五日

八幡宮
赤井山鎮坐

宗雄云土人云八幡宮の神体石を此所の百姓の先祖豊前国宇佐より負ひて來れり凡四百年はかり以前の事と云りまた一説に八揖氏の祖先にて宇佐人とも云ふ家名を上といふ

祭神應神天皇仲哀天皇神功皇后○神体石三

祭日十月十五日

建物本社拜所

小社十所

大浦湊の金刀比羅社○湊口(江)荒神社○波止の稻荷社○大浦の恵比壽社○同所の荒神社○湊江の大山稻荷社○同所町の恵比壽社○八幡迫の八幡宮○同所の恵比壽社(社)○野梅の大神宮

森神十八所

御崎谷の大元神○萩(萩)山の天満宮○同所の大山祇神○雷前の若宮○堤原の水谷神○森臺の倉稻魂神○岩倉の大山祇神○畑井の荒神○上野梅の猿田彦神○井戸奥の八衢彦神○丹波坂根の大山祇神○小岩倉の荒神○赤井大上の保食神○中間の倉稻魂神○大年山の大歳神○上の下の豊受姫神○古浦の大山祇神○下野梅の武進雄神

大屋村

荒神社

郷中鎮坐

祭神大屋津姫神

宗雄云村名を大屋と唱へ近く磯竹村もあれは大屋姫神かならず鎮坐す地とは推察るゝを当今かく申す神社なきを近頃村人の考に此森なりと云り外に似よりたる神も無れはさもあるべしかくて神代よりの鎮坐なること名跡考に就て見へし

祭日六月廿三日

建物本社無し松木に鎮坐す拜所

小社二所

〔若〕宮山の若宮○金毘(刀比) 羅山の金刀比羅社

森神五所

地主の地主神○畑中の泣澤女神○花木の道反神○出庄の應神森○

滝頭の地主神

宅野村

八幡宮

宮山鎮坐

祭神誉田別命足仲津彦命息長足姫命○神体木像三

祭日八月十五日

建物本社拜所神樂所鳥居

棟札新建立慶長二丁酉年十一月神主森田民部少輔正清○宅野八幡

宮上葺寛文八戊申年八月神主鐘付兵部○上葺元禄三庚午年八月十

二日神主鐘付越前○造立正徳四甲午年十二月一日祠官鐘築越前守

正重同右京正美○造立拜殿享保二丁酉年八月○新建神樂殿同年○

上葺延享五戊辰年六月○再建拜殿寛延四辛未年八月○上葺安永四

乙未年九月○同寛政六甲寅年四月廿五日○拜殿寛政七乙卯年八月

十日○新建文化十癸酉年八月十日神主金築周防正房同采女正治○

造宮文政四辛巳年八月一日○上葺嘉永二己酉年十月十日社領高一

石五斗此現米一石七斗二升五合

撰社若宮八幡宮

末社稻荷社

社人金築正直家筋京都二条の産森田式部三代後鐘付兵部寛文八戊申年当社職となり正直まで八代前後十一代相続

宗雄云兵部を三代の孫と書上にあれと下書に三代後とあるに従

へり孫として八前後十一代にならず

貴船(船)神社

貴船(船)山鎮坐

祭神龍神○神体木像

祭日四月朔日

建物本社神樂所鳥居

棟札建立貞享二乙丑年二月八日○同元禄七甲戌年六月廿八日○同

享保五庚子年正月五日○造立鳥居享保七壬寅年八月十一日○建立

延享元甲子年三月廿九日○新建立明和九壬辰年四月一日○上葺天

明七丁未年四月一日○新建鳥居天保八丁酉年四月一日

巖嶋神社

辛嶋鎮坐

祭神市杵島姫命多藝津姫命田心姫命須佐之男命○神体木像

宗雄云明治三年の書上には鏡とあり

祭日六月十五日

建物本社神樂所

棟札新建立宝永三丙戌年六月十五日○同享保八癸卯年六月廿三日

○同安永九庚子年六月廿八日

小社六所

大原の大原社○申神の荒神社○猛鬼の八杵（鉾）神祭神八千戈神

棟札上葺享保八癸卯年六月建立寛政六甲寅年十一月廿日上葺文化

十二乙亥年正月十五日造営文政八乙酉年十二月十日

宗雄云八杵神は元に三杵神とあり八千戈神の八字に從て狭意に

改めたるならむ然れとも此神の御杵なる由なれば三杵とあるか

た勝れり

市場町の恵美須社○浦の恵美須社○神主地内の粟嶋社

森神五所

厚海山の太元神○津辺の恵美須神○向山の道祖神○久年の太元神

○同所の平森神

仁万村

八幡宮

宮山鎮坐応永三丙子年勧請

祭神品陀和氣天皇帶中日子天皇息長帶日賣命相殿足利直冬卿東照

宮毛利輝元卿○神体木像三鏡一裏に八幡大神宮とあり相殿木像木

像石

祭日八月十五日

建物本社拝所神樂所鳥居

棟札新造立神樂所天正五年丁丑八月大旦那吉川駿河守本願権大僧

都盛意裏に神主宮内大夫○上葺仁万八幡大菩薩慶長十一丙午年七

月十日大久保石見守藤原朝臣長安施主植田宗右衛門尉○同慶安三

己丑年十一月廿四日○同寛文八己申年六月○同元禄三庚午年九月

○鳥居宝永元甲申年極月十日○造次神樂所宝永三丙戌年八月十四

日○葺替宝永七庚寅年八月七日○鼻高獅子舞衣正徳三癸巳年八月

十三日○新建宝曆七丁丑年八月八日○上葺天明八戊申年六月廿七

日○再建天保十五甲辰年九月六日○再建拜殿弘化三丙午年八月十

七日○葺替明治元戊辰年霜月十四日裏に宮坐席順釜田真邊釜田田

中池龜真邊釜田榎木山崎森山釜田組頭四十七人大屋村氏子中

宝器鎧兜足利直冬卿寄附○弓陣大刀毛利輝元卿寄附大刀長二尺二

寸石州長濱住正直作とあり○弓鉾大久保石見守寄附○弓杵田又兵

衛寄附

社領高二石五斗此現米一石七斗五升

末社今宮祭神素盞鳴尊元禄五壬申年勧請

同荒神祭神素盞鳴尊

同稻荷神

社人高木彪雄家筋足利直冬家臣高木美濃守弟高木甚三郎より彪雄

まで十六代相統

宗雄云宝永元年の棟札に藤原とし同七年忌部（カ）とし天保十五年源

とす

天満宮

川口鎮坐

祭神菅原神○神体木像

祭日六月廿五日

建物本社拝所鳥居

棟札新建天満宮大旦那大久保石見守藤原長安○造替元禄十五年
年十月廿五日○建立享保六辛丑年十月十九日○新建宝曆三己酉年
四月十三日

社領高五斗此現米三斗五升

巖嶋神社

向山鎮坐

祭神三女神○神体木像三

祭日四月初日

建物本社鳥居

棟札新建寛文九戊酉年五月○新建享和元辛酉年卯月一日○葺替文

化十四丁丑年二月朔日○新建文政五己午年二月○同天保三壬辰年

十一月廿五日○再建明治三庚午年五月

社領高五斗此現米三斗五升

国分寺霹靂神社石川大明神

神楽岡明神山鎮坐○大同三戊子年四月中酉日勸請元神楽岡明神山

に有し破損の後八幡宮相殿とす

宗雄云社伝に池ヶ埜の坊主山に在りしを永禄四辛酉年に明神山

に遷し其後八幡宮相殿となるとあり

祭神別雷神玉依姫命○神体木像七

宗雄云わけ物の銘に国分寺霹靂神社軻遇突智之命大山祇之命木

花咲耶姫命金山彦之命とあり神奴の意に任て時々祭神を換るこ

と右の如し

祭日四月中酉日

建物なし

棟札奉新建立国分寺霹靂石川大明神永禄四辛酉四月当国守護藤原

朝臣隆亮本願権大僧都信成神主高木内藏大夫○新建立霹靂社慶長
十二丁未閏卯月大旦那大久保石見守藤原朝臣長安神主
摩郡仁万郷国分寺霹靂神社元禄十四辛巳二月七日神主高木監物藤
原忠義○奉新建立国分寺霹靂明神一字元禄十七年甲申五月祠官高
木左京進勝正○上葺国分寺霹靂神社一字元和九癸亥八月祠官高木
左京大夫之忠○石州迹摩郡仁間郷霹靂神社石川大明神享保四己亥
年八月十二日神主高木左京進藤原金忠○建立仁万郡石川大明神御
舍延享二乙丑年六月廿三日○新建立霹靂神社安永九庚子衣更

宗雄云大同の勸請とあるハ頭註に霹靂神社の処に大同三年戊子
九月廿五日とあるによりし物なり国分寺霹靂神社の処にハ大同
四己丑正月廿一日とあり字の傍に○印を頒たるは下地を削て更
に今の字を植たるなり抑当社を霹靂神社として寛保安永の頃湯
里村と争論になり御裁許ありて仁間村非分となるまた磯竹村と
も争論となりしか是も仁間村のかた負となれり是は高木織部と
云人の代なり然るを尚竊に式内と云由な一るを負けし魂にて頑
愚と云へしり

宝器額一面国分寺霹靂神社裏に文化元年十月十七日右大臣忠良と
あり○卜部良連の宗源院宣箱入○同幣帛箱入

小社五所

端嶋の恵比須神○川口の恵美須社○町中の恵比須社○明神山の明

神社○「田」臺の端の三角社

森神十二所

打落の大元神○平の矢田霊神○同所の八坂神○同所の稻荷神○同
所の熊野神○藪田の大山祇神○清水の大歳神○立目の霽神○新ヶ
谷の地主神○川田森の地主神○市谷の地主神○櫛岩大明神

宗雄云八重葎に大平と云処の小家の妻の庭にありくし岩と号ふ
此片神濱田にありとあり明治三年の改には漏たり

天河内村

八幡宮

白石山鎮坐

祭神菅田別命足仲津彦命息長足姫命○神体木像三

祭日八月十五日○当社神事之次第入申湯立清祓御安座昇殿献供奉
幣祝詞御祓禊殿再拜神楽神酒開舞式入申志保劍舞御座手草八乙女
悪切岩戸八幡切目田村天狗荒神八戸日御崎御神楽成就退下
建物本社神楽所拜所鳥居

棟札奉新建立八幡宮大檀那大久保石見守藤原朝臣長安慶長十六辛
亥年八月○上葺延宝七己未年十月五日神宮寺善興寺在天叟吞長沙
門祠官高木因幡守之次児嶋三右衛門○同元禄十三庚辰年五月五日
神宮寺善興寺現住在天叟吞長沙門祠官大崎左京大夫勝正庄屋河田
源右衛門○同正徳元年辛卯六月○葺替享保二丁酉年四月○上葺享
保七壬寅年霜月十六日○新作外屋享保十乙巳年卯月十八日○上葺
享保十七壬子年卯月三日○建立宝曆十一辛巳年五月二日神主後藤
左兵衛藤原重義神宮寺善興寺庄屋木嶋市右衛門信安○上葺天明八
戊申年八月十八日○造宮本殿神楽殿拜殿文政四辛巳年二月十一日
神主後藤伊織藤原重近庄屋増田彦兵衛誠春略文に往古馬背山鎮坐
其後慶長十六辛亥年大久保長安此白石山遷奉云々○葺替弘化三丙
午年四月

宗雄云文政の棟札に慶長十六年に馬背山より遷たる趣なるか是
は実と思はる、事は外に求め欲る意なければなりかくて実なら

ハ若ハ水上神社には非ざるか其ハ西田村の八幡宮を水上神社と
し其地を水上山としたれと更に拠なく近頃巧出たること其所に
云か如し水上山は風土記に水上山とも一本には水上山ともあり
て郷家正西二里とあれと此方角里程ハ慥かならず当今土人の水
上山と云は馬路村と湯里村との突合の所にて馬背山の少か海辺
に寄たる山にて最近なるか古はいづれも水上と云けむかくて水
上神社より出たる名か又は地名より出たる社号かハ知されと水
上と云地ならては相応せずされは此山にて求るより外なし尚旧
地の跡を能く尋て考へしさて八幡宮を水上神社と云ふハ似合さ
る如くなれと是は古き誤と見へて頭註にもしかあれハ難には非
す末社に八幡宮あるも由ある事と思はる、

社領高三石此現米三石九斗三升九合

末社東照宮棟札造宮東照宮大御神文化十一甲戌年卯月本社拜殿文
政八乙酉年十一月十七日

同天満宮

同八幡宮

森神十一所

社地の嶋姫大明神○同所の天石大明神○同所の月星神○同所の大
元(年)神○同所の天河内神○同所の大元神○同所の道祖神○同
所の午神大明神○権現平の荒神○滑迫の荒神○社地の荒神

宗雄云天河内神は村名を負給へるを思へは以前は当村の主たる
社ならむ天石神も其名ゆかしく午神ハ牛か午か手か詳ならず書
上は手字なり

馬路村

乙見神社

城上山鎮坐

祭神大物主神相殿東照宮○神体木像玉串

祭日九月廿九日

建物本社拜所神樂所鳥居

棟札葺替馬路村乙見大明神寛文六年丙午十一月廿九日当国守護山

高孫兵衛神主松浦宮内久次庄屋松井幸右衛門○新建延宝五丁巳年

九月廿七日○上葺新建元禄六癸酉年十月廿日○新建元禄九丙子年

十月○上葺正徳元辛卯年九月廿七日○新建享保十四己酉年卯月廿

九日○尾上葺元文五庚申年九月廿七日○上葺宝暦八己寅年四月廿

七日○造立明和四丁亥年閏九月廿九日○新建寛政四壬子年九月○

葺替文政四辛巳年四月七日○新建文政九丙戌年九月神主松浦右膳

久尚同豊後久命庄屋山崎善七郎文に乙見大明神三輪同体大己貴命

城上山乙見之地仁四面尔産社止祝比奉留其後六村止分礼于今城上

山乃麓大鳥井之蹟宮之跡残礼利初女大己貴命兵火之後本殿之尊号

麻記札末社に座兒屋命乎産神止奉崇以来春日大明神蒙恩頼云々

宗雄云此云々と省きたる後文いかに有けむ知されと按に奉崇以

来春日神と申すを此度旧号に還て大物主命と為すと様にありけ

む然れとも乙見神を三輪同体と云も拠なくまた仮令兵火に罹り

たれはとて神号の混るゝと云こと信かたく其上末社に春日社あり

りたるか混たるならば其末社も有けむを当社に末社無く小社森

神にもなし是は必ず佐摩村の城上神社を大物主命と云ひ式内に

て榮坐をうらやみ当地の城上と云より思付て大物主命とし追々

はその式内なりと云む巧なるへし然は春日神にて兒屋命とあるそ

固有の神号ならむ乙見を地名とあれと安濃郡川合村に乙見神社
あれは地名とも思はれず祭神も詳ならされとも中々後世の号と
も思はれずかへりてゆかしく覚ゆ

葺替嘉永元戊申年九月十六日

社領高一石此現米七斗二升五合永錢二百十文

社職松浦久経家筋詳ならず明暦二丙申年宮内久次より久経まで七

代相続

巖島神社

鴉嶋鎮坐

祭神多紀理毘賣命市寸嶋比賣命多紀都比賣命○神体石

祭日六月十五日

建物本社

小社三所

友か岩の恵毘須社○網屋の恵美須社○赤嶋の恵毘須社

森神八所

産宮の稲荷神○同所の稲荷神○同所の地主神○同所の地主神○同

所の大歳神○同所の地主神○同所の猿田彦神○友か岩の大元神

大国村

石見八幡宮

石見山鎮坐○欽明天皇十一庚午年勸請と云伝ふ

宗雄云八幡宮は欽明天皇の三十一年二月十四日豊前国宇佐郡菱

形池の辺にて大神比義ヒノに神託あり是を始とす其以前の勸請と云

ふ八疑へし八幡宮は足利氏の中頃より末に祀れるもの多し況や

文治以前をや況や大化以前をや

祭神品陀和氣命帶仲津日子命息長帶姫命大垂乳神媛大神○神体木像五鏡一

宗雄云五座にて中座男体木像一左座男体木像一左の次座男女木像二右座女体一右の次座姫大神にて鏡なり此外東照宮高德大明神を合祀せりと明治三年の書上に漏したり惣て神職の意に任て黜陟するにいかんそや

祭日八月十三日より十五日迄就中十四日七人衆神樂あり

宗雄云以前祭礼のとき七人争論して死す故に此神樂ありとそ建物本社拝所神樂所鳥居

棟札新建立大檀那義興丁酉同守護壬寅興之本命元辰永正十四丁丑年霜月初三日源祐順山大雄住山紀恵珍僧山城守藤原公○石見山八幡宮天正十一癸未年八月大旦那吉川駿河守藤原朝臣元春神主西右衛門大輔藤原勝義○葺替大檀那吉川駿河守藤原朝臣元春○奉建立当社権現御本地薬師如来本願主中原彦左衛門林直左衛門竹内神左衛門云々慶長十五庚戌年神主宮脇治太夫丞○新建立四所明神当国守護山高孫兵衛神主飯嶋左近太輔本願高木藤原朝臣寛文元辛丑年九月吉日○拜殿寛文九己酉年十一月○同延宝八庚申年八月十四日○上葺正八幡宮元禄九丙子年八月十一日神主大崎玄蕃勝重大崎式部勝次○大国岩見山水垂神社折居殿新建立宝永二乙酉年八月十四日○葺替石見山八幡宮享保十七壬子年六月十日○造替元文四己未年十二月八日神主大崎和泉守勝港^⑦飯嶋日向守則行○廊下造替寛保三癸亥年八月十三日○葺替石州迹摩郡大国村八幡大神宮宝曆十一辛巳年四月上漕日○同寛政二庚戌年六月○再建文化十五戊寅年三月神主大崎雅楽藤原勝治略文に吾村大訓建軽嶋明之神千二百有余歳云々○葺替弘化四丁未年七月晦日

冠神社

宗雄云石見山八地名なるを更に神名に冠せて石見八幡宮と唱ふるハ新規を好めるに似たりさて永正の棟札に新建立とあれば是そ勧請にハ非しか惣て新建立とあるハ再建またハ葺替等にてかくありて泥むましき事なれとも其ハ文盲神奴の所為こそあれ法師の記せしハ此等の事に心の付さるはなく其上大概此頃の勧請か多ければなり尚考へし慶長の棟札ハ当社の棟札に非す神主宮脇氏なれば湯里村ならん竹内林も湯里村の俗家にありまた寛文の四所明神も当社の棟札に非すさて石見八幡宮正八幡宮垂水神社など一定せざるは神奴の其時々其心に任て記たるゆゑなり宝器額一面天明辛丑八月十五日從四位上源朝臣家具筆○横笛一毛利元就○鑑二領毛利輝元吉川元春○元禄六癸酉年四月尾波大元神十一歳の女子に神懸の時の神書一

社領高八石此現米三石四斗一升五合永錢三百五十八文

末社若宮社祭神大鷦鷯命宇遲能和氣郎子命神体男女木像二棟札上葺延宝八庚申年八月十四日高木因幡守飯島采女之佐同元禄九丙子年八月十一日鳥居宝永元甲申年八月十二日上葺享保二十乙卯年閏三月六日葺替寛政二庚戌年六月

同於婆子社祭神與止日女神神体木像男女二棟札新建乳母子社鳥居文化十五戊寅年三月

宗雄云当社伝に八幡宮勧請より以前の神と云り玉櫛に肥前国佐嘉郡與止日女神社一宮記に号三河上大明神一八幡伯母神功皇后妹也とあり伯は叔に作るべくこそとあり

社人大崎清雄家筋仁間村巖島社職にて凡七代相統寛文九己酉年大崎左衛門太夫勝次子因幡当社職になり清雄まで九代相統

冠鎮坐

祭神飽昨之大人神輿疎神邊疎神○神体石

宗雄云是は冠に似たる大岩あり是によりて其地を冠といふ冠の文字に泥て祭神は当たるものなりかゝる忌はしきものを神と祭るハ如何なる意ぞや八重葎には大職冠鎌足公とあるも笑ふへし

祭日九月廿九日

建物本社拜所神樂所鳥居

棟札寛文十庚戌年八月

金刀比羅社

螺嶽鎮坐

祭神大己貴命少名彦命○神体木像

祭日三月十日

建物本社拜所鳥居二

天満宮

天神山鎮坐

祭神菅原神○神体木像

祭日六月廿五日

建物本社拜所

小社十八所

龍岩山の龍岩社祭神八束水臣津野神神体木像祭日十一月廿四日○

八千矛山の氏宮大國神社祭神大國主命祭日十月子日野之口隆正の記に

神代のむかし大國主の神出雲よりこまにわたり給ひさきみたまをわけてそれより西北のくにくをあまねくひらきたまへるにより大國主といふ名をおひたまへるなり大國とは地上万国をお

しくるめていへる名になんありける大黒天といふミなも北のあたりをひらきたまへるさきミたまの名にやあるらむそれより出雲にかへりたまへるときそのいつもいはミの出さきなれは迹摩からしまのあたりにつきたまひけむかしいそたけ村は五十猛神のかへり給てしはしおはしける所といへは大國主もまたからくによりかへりつきたまひてこの村にしはしるたまひけむさてなん大國村とはいへるへきと石見八幡宮の神主大崎清雄にかたりけるにこの村には八千矛山といふ山ありてそこにいまも氏宮と、なふる森ありといふ清雄はハたとせはかりのむかしミやこのわかいへに來やとりてもの学ひせしをしへ子なりこのことをき、て隆正おもふに八千矛ハこの神の亦のミな、り氏宮といふハこの山かの氏宮といふことにてそのところさましく大國主神しつまりるましけむとおもへはいとたふとく再建造宮のことをおもひよりぬこれまでもおのれこの大神をいたく尊信せしはこの神のワか天皇にしたかひ給ひてふたこゝろなく後のよのためとつくにくにわたり給ひて文字をはしめよろつものをつくりおきつきくこの日本国にわたしてわか天皇のためにせんといたつきたまへることをおもひてなりかゝるかしくきミやとこゝろのすたれてあるをなけきて又おもふにことしミやこにて尊皇攘夷のミまつりことあらたまりけり八千矛といふ名ハ朝廷にそむくものをうちたひらけ日本国にあたするえミしらをうちかはひたまふよしのミななれはときもときめてたかるへしといへは清雄もき、よろこひてこの村の人々にもかたらひしにいまその山をもたる松雙もよろこひ年寄庄屋心を合せてことなりぬへくなりたりこれによりおのれ神号五百枚かきてこの神にたてま

つらんとすこゝろさしひとしきひとはこの神号をうけてこゝろさしをこの神にたてまつり再建造営のことをたすけたまへとこひねかふものは野之口隆正なり文久三年六月

宗雄云此村は大国主命の八十神を亡して大国主と御名を負ひ其所に国の鎮と御杵を衝立給ひしより村名を大国と唱へ山を八千矛山と呼ぶ委ことは名跡考に就て見へし

尾波の大元社祭神国常立神

宗雄云元禄六癸酉年四月廿三日より廿八日まで神事あり此時十一歳の女子に此神の憑坐したるにのりくらといふ文字を問しかは神託婢供樂婢苦羅と書給ふ此書今に八幡宮にあり彼女子ハ後に大森の羅漢寺の辺に嫁て九十余歳まで存生せしとそ此事を八重葎には龍岩神臣津奴命の御事としたれと社伝のかた慥なれはとらす

柑子谷の稻荷社○田淵の大年社○箱岩の大年社○迫の少彦名命○貴船(船)の木船(貴船)神○立岩の地主神○幸神の猿田彦神○清水「鎮守」の稻荷社○大歳の大歳社○若宮の事代主神○目羅具の地主神○森前の大歳社○立登の大元神○勝地の大年社○「地主」地主神

森神廿九所

段上の牛頭天王○池段の大己貴神○古屋舗の大元神○駒岩の猿田彦神○同所の地主神○八幡宮境内の稻荷神○同所の天御中主神○岩崎の三所霊神(霊神三神)○幸神の猿田彦神○林の三輪神○血原の四所霊神(霊神四神)○下谷の熊野神○石谷の地主神○八戸内の地主神○山王谷の山王神○上森の天満宮○川上の大年神○新城の地主神○勝地の地主神○十枚戸の塩竈神○坊迫の山王神○松

山の熊野神○幸埜(峠)の八衢神○柿田の霊神○山崎の若年神○宇谷の稻荷神○勝音寺の白山神○假屋の大国主神○草木原の木花開耶姫神

宗雄云地名の勝地ハ大国主命の八十神に勝坐しし地血原は賊を斬坐し地とおもはる此外もあるへし仁間村に打落と云もあり近村にも尚あるべし

鬼村

大歳神社

大歳山鎮坐

祭神大歳神○神体劍

建物本社拜所神樂所鳥居

棟札建立享保十二丁未年二月中之三辰○内殿宝曆二壬申年九月○

建立同年○葺替安永五丙申年九月○同享和二壬申六月十五日○建

立文政三庚辰年九月○奉葺弘化三丙午年九月十八日○再建鳥居慶

応元乙丑年九月十八日

社領高一石此現米四斗九升三合三勺

大元神社

後田山鎮坐

祭神國常立尊「神祇官八神」○神体鏡

祭日六月十五日

建物本社拜所鳥居

小社六所

森脇の大歳神○笠松の金毘(刀比)羅神○彦九郎の神明宮○同所の大山神○笠松の飯生神○七松の霊符神

森神十八所

大元〔社境内〕の貴船(船)神○同所の稲荷神○久利越の幸神○
稗田奥の大地主神○彦九郎の荒神○同所の地主神○笠松の地主神
○四反田の荒神○向殿の荒神○同所の地主神○同所の水神○中城
の水神○同所の地主神○中屋の地主神○中屋山の水神○住屋の水
神○摺子鉢の荒神○下迫の地主神

赤浪村

大歳神社

大年平鎮坐

祭神大歳神○神体木像

祭日九月朔日

建物本社拜所鳥居

小社七所

三石谷の荒神○田原の地主神○井迫の地主神○上古屋の地主神○

同所の稲荷社○井迫の荒神社○佐比の上(幸神)の幸神

森神六所

古屋の伊勢宮○同所の荒神○同所の稲荷神○同所の地主神○名古

田の地主神○中倉の地主神

久利村

山邊八代姫〔命〕神社

氏宮鎮坐○延暦二年癸亥正月廿一日勸請と云伝ふ

宗雄云此勸請ハ正しく頭註に拠て記せるものなり

旧地鬼村八代山天正中当地に遷す

宗雄云鬼村の八代山と云も慥ならず是ハ神号によりて強て名た
るものなり天正中に遷と云も信かたし其は風土記に久利村に姫
神社ある是なるか風土記は偽作ながら天正以前のものなればな
りまた明治三年の書上には嘉吉中転坐とあり心に任て書あけし
物なり其は三年の夏と四年春とかく相違すへき理なけれハなり
祭神天照皇大御神○神体木像男女二石一

宗雄云此祭神は頭註によりて記たるものなり惣て社人のものす
るに社伝によらず由緒を尋ねす尾に着て行く蛇の如く他の説に
よりて不当をも稽へさるはいかにそや其はた書の上のミなる
故に実に合はず当社も木像男女両体なるも書の上のミにて実を
稽へさる弊なりさて祭神は出雲国大原郡の屋代社の祭神風土記
によれば大國主命なる由史伝にあり此所なるは姫神とあれば御
嫡妻の須勢理姫命に坐し男神も合せて祀りならむと思ふ其は式
内神社考また名跡考に就て見へし

祭日九月廿九日

建物本社神楽所拜所鳥居

棟札奉造替石見国邇摩郡久利村氏宮山邊八代姫命神社宮舎一宇慶
長十三年戊申三月廿一日神主形部(附考)大夫久重○奉造次元禄四辛未年
三月十一日○奉宮葺元禄十五壬午年十二月朔日○鳥居元文三戊午
年九月廿四日○新建立元文四己未年菊月七日○造立拜殿正徳元辛
卯年八月○葺替正徳三癸巳年五月五日○上葺宝曆六甲子年十二月
○葺替天明六丙午年閏十月○鳥居文政七甲申年十一月十九日○奉
再建拜殿安政五戊午年十一月廿九日○御殿修理并鳥居同年同月
社領高三石此現米二石五斗一合五勺

社人櫻井太郎家筋大和国櫻井より出る天文十二癸卯年兵火に書類

焼失世代詳ならず天文十兵部太夫重房より太郎まで十七代相統

宗雄云元石崎氏なり櫻井の抛を知らず

八幡宮

佐倉井山鎮坐

祭神應神天皇神功皇后玉依姬命○神体木像三

祭日四月十三日八月廿日

建物本社神樂所神庫鳥居

棟札八幡宮石州迺摩郡久利村当社云々專祈大旦那藤原伊豆守連房

藤原左近將監経冬散位伴盛祐新次郎壬辰太郎坊戊辰伊藤千代壽乙

未比丘祖父癸亥歲当社神主兵部大夫房重新太夫房能並庚申宮内丞

吉繩大工森下空允重家福井平兵衛実長孤坂佐渡守座頭秀一城光伴

氏修理■経祐藤原右馬助盛■清右衛門松原若狭守山崎豊後守

房長新作下野守村井五郎左衛門松尾將監秀貞中河原民部允松原彌

兵衛鍛冶屋善左衛門孫左衛門久保内藏丞村井孫三郎大貳殿足延鍛

冶与三右衛門惣左衛門散使小四郎鍛冶清右衛門山内藏人正房次弥

六右衛門亥年大藏丞雅楽允文に七月從廿七日至今月十三日造営成

就云々天文十四年乙巳小春十三日釈氏比丘方朔謹言○再興永祿八

年八月十三日大宅朝臣高橋越中守常光辛酉

宗雄云本庄越中守常光は源姓なる上に永祿四年八月に毛利氏に

降り十一月に殺さるされは別人なるへし

修造天正八庚辰霜月文に大旦那久利藤原朝臣盛勝並源朝臣長治大

伴朝臣元保源朝臣長房藤原朝臣経安代官久保勝重云云○慶長

十二年丁未閏四月廿八日大久保石見守長安遷宮導師清水寺法印宥

恩真光院権大僧都宥尊○再興寛永十四年丁丑南呂十五日神主治部

太夫○上葺寛文十二壬子年六月○造営天和二壬戌年九月十六日神

主石崎中務丞藤原吉貞○鳥居元禄十丁丑年三月○造替元禄十五千

午年十月十四日○造次本殿廊下享保三戊戌年十月二十五日○上葺

享保十七壬子年八月二日○新建立御旅所享保十九甲寅年七月三十

日○鳥居寛保元辛酉年応鐘十五日○葺替宝曆十庚辰年三月十三日

○鳥居安永七戊戌年閏七月十五日○造替寛政元己酉年八月○隨身

門建立寛政六甲寅年十月○建替拜殿寛政十戊午年三月四日○鳥居

葺替享和二壬戌年八月○上葺文化十癸酉年九月○再建鳥居天保七

丁酉穗見月廿六日○再建八幡櫻井宮御拜殿從弘化二乙巳初冬至同

丙午仲夏調神主石崎遠江守貞光同帶刀貞贊○奉造八幡宮櫻井宮御

本社從嘉永二己酉晚秋至同三年庚戌仲夏調正遷宮嘉永六年癸丑三

月五日大宮司兼行神主石崎遠江輔藤原貞光同名帶刀藤原貞贊○修

理慶応二丙寅年六月六日石崎遠江輔貞光同筑前輔貞贊

社領高三石五斗此現米二石九斗一升八合五勺

撰社高良神社祭神武内宿祢

同若宮祭神仁德天皇

末社栗嶋社相殿三穗神

同愛宕社

同東照宮

同稻荷社

同諸神「殿」

社人

宗雄云鎮坐の地を櫻井と名け宮を櫻井宮と唱へ氏を櫻井と改め

家また当社側に在り然るに八代姫神社の処に名を出したるは

如何なる訳にや

小社二十二所

高原の三宝荒神○向山の藏王権現○町西平の稻荷社○筑後の滝権現○安の以後の天満宮○稻荷迫の飯生社(神)○寺山の貴船(船)神○同所の大山祇神○同所の稻生神○同所の地主神○比良の「大」地主神○荒神堂(荒堂)の三宝荒神○町竹下の荒神「社」○堺屋の地主神○筑後の香(鹿)嶋神○同所の荒神○町の恵毘(比)須社○以后畑の地主神○重の猿田彦神○長祐寺の白山権現○福昌寺の金「刀」比羅社○赤城の大山権現

森神二十一所

御前谷の大元神○平野原の大仙神○平野の幸神○奥名(谷)の水(水)神○森迫の大歳神○安の以後の藤森神○幸(塞)神の塞神○高原の地主神○瓶淵の水神○下戸蔵の大山積神○殿居畑の大歳神○専徳寺の大歳神○堂上の地主神○桑木原の地主神○茶園上の荒神○上小山の荒神○いなる(井)谷の稻荷神○今宮崎の今宮「神」○市面の荒神○木船(貴布祢)の貴布祢(船)神○重帝の若一王子

湯里村

八幡宮

嘉奈山鎮坐

祭神息長足姫命誉田別命比賣大神相殿諏訪大明神東照宮○神体鱈

口形鏡三木像一幣一

宗雄云諏訪社は社伝に八幡宮勧請以前の神と云り

祭日八月十五日

建物本社拜所鳥居

棟札奉新建立八幡宮慶長十四乙酉年八月御代官安部喜兵衛岩崎玄

齋老竹内因幡守吉田又兵衛宮脇越中守本願中尾お金丸云々○新建鳥居元和七辛酉年八月○上葺寛永十四丁丑年八月○同延宝八庚申年閏八月○鳥居元禄六癸酉年八月○上葺元禄十丁丑年八月○鳥居享保十一丙午年八月○上葺享保十二丁未年八月○同享保十八癸丑年十月○鳥居再建安永九庚子年四月○上葺寛政十二庚申年八月○同鳥居同年○屋根替拜殿文化三丙寅年八月○奉再建石見国迹摩郡湯里村八幡宮本殿一宇天保十五年甲辰六月二十日両神主竹内兼帯宮内蔵介藤原明薫宮脇右京藤原政朝上庄屋山根勇藏見習山根友右衛門云云○拜殿再建棟札無し

宝器鎧の袖弓

社領高五石此現米六石七斗五升○石州迹摩郡湯三方村一米五石六斗五升寺領一米八石社領合十三石六斗五升右為引方付立候浅原藤右衛門岩内六助右衛門文禄四年十一月一日清原寺神主式部太夫仁右衛門神二郎

宗雄云八石の内三石西田八幡宮五石当社領の内二石五斗竹内氏

二石五斗宮脇氏なり

社人竹内正重家筋元亀中竹内因幡守より正重まで十三代相続○石州温泉郷其方給地八貫目之事件当知行不可有相違状如件輝元元龜三年二月一日竹内因幡守殿○石州温泉郷神主職事社役等任先例可相拘者也依如件元龜三年二月一日竹内因幡殿

宗雄云世代は竹内因幡守次ニ式部太夫正重次に因幡守儀重次に式部大輔正之次に因幡守正貫次に因幡守正次次に式部大輔正辰次に因幡守正壽次に因幡守正氏次に因幡守正隣次に式部大輔正五方次に因幡守正要次に大貳正重なり

同宮脇正要文禄中仁右衛門より正要まで八代相続

霹靂神社

宗雄云仁右衛門次に治部大輔政幸次に左京太夫政公次に治部太
夫政次次に左近藤原政豊次に伊勢政朝次に近江正信次に正要な
り

神楽岡鎮坐○大同三年戊子九月山城国神楽岡霹靂神社より勧請と
云伝ふ○社伝に元禄九年延享寛政の名寄帳明細帳に字ヒヤクラク
と有之とあり

祭神別雷命玉依姫命○神体面二

宗雄云祭神は霹靂神と申より外なし

神位三代実録に貞観十三年四月三日己卯石見国霹靂神授從五位下
とあり○式内未詳

宗雄云頭註に昌泰元年午八月正一位とあるは信かたし

祭日三月三日

建物本社神楽所鳥居

棟札奉建立石見国三十四座之内迹摩郡温泉郷湯里村霹靂神社本殿
一字成就攸宝曆四甲戌年六月神主竹内前因幡守大貳藤原正壽同長
男竹内因幡守藤原正氏大願主湯里村温泉津村氏子中云々○上葺安
永五丙申年六月○同寛政十二庚申年六月廿九日○同弘化二乙巳年
二月廿六日○同文久元辛酉年四月

宗雄云大同云々は頭註を採たるものなり下の祭神も同じ宝曆以
前の棟札の無も疑はしく字の名も元禄以下にては拠となり難し
其は此頃より式内さわきせればなり寛保中仁間村高木氏と式内
の事に就て争論出来して当村の勝とはなりたれと少かあかす覚
る事あり式内神社考に就て見へし

末社天満宮

古龍神社

古龍窟鎮坐○風土記に馬路鱸窟此窟石神坐是古流明神古老伝云此
処往昔波多都美命天降坐家有故云神波多

宗雄云古柳とも記り何れか正字を知らず

祭神湍津姫命田心比賣命市杵嶋姫命○神体石二

宗雄云八重葎に大雷神高竈神とありまた馬路と神畑との間軛か
岩に壽貞巖嶋神を祀る是を枯柳明神とも云とあるは当所と聞た
り然は巖嶋神は壽貞の祀れるならむ猶名跡考に云を見へし

祭日六月十五日

建物無し窟十二間に十間

大元神社

湊鎮坐

祭神國常立命

祭日三月四日

建物本社拜所鳥居

棟札奉再建天保十二辛丑年十一月十日

小社七所

湊内濱の戎子社○湊の大元神祭日四月朔日○湊浦の大年社祭日三
月四日○専念寺「境内」の稻荷社○淵江山の大元神祭日七月七日
○月守の月星社祭神月夜見命猿田彦命祭日十一月初申日○本郷（江
の巖嶋社

宗雄云湊の大元神明治三年の改に漏たり

森神廿一所

嘉奈山の若宮「神」○同所の大元神○同所の稻荷神○同所の五郎
王子神○本郷の蛭子神○同所の大元神○同所の巖嶋神○同所の大

歳神○同所の貴船(舩)神○同所の荒神○同所の蛭子神○同所の山王神○同所の幸神○野田の荒神○同所の山神○同所の幸神○本郷の水神○古籠の大歳神○本郷(江)の大年神○同所の山神○「字不知」地主神

西田村

八幡宮

水上山鎮坐仁和元乙巳年八月十一日勸請

祭神應神天皇神功皇后玉依姬○神体鏡銅幣劍

祭日八月十四日

建物本社拝所神楽所鳥居

棟札奉新建立当社拜殿再興之事大日本国石見州邇摩郡温泉郷西田村八幡宮社内調築地一字運丹誠云々大檀那丁卯年云々源朝臣西田甲斐守長識神主治部大夫鏡運大木工之允本願清源寺陽嚴永順皇子時天文十七年戊申八月十五日○梵字ありて大旦那藤原朝臣廣家神主宮能図書明房本願源朝臣宗源入道天正十七年己丑十二月二日大工福井藤五郎春續○奉建立石州邇摩郡西田村八幡宮天正十七年己丑八月十六日自同十月吉日迄大工福井備後守大旦那藤原廣家奉行毛利三郎右衛門鈴川左内介社奉行竹下宗源入道神主須子図書之介明房花押○奉上葺○水上八幡宮御宝殿一字成就所慶長十九年甲寅八月吉日本願白井善左衛門神主宮能佐右衛門尉裏に西田村○奉造立西田村八幡宮元和二丙辰二月吉日神主運照○万燈元和五己未年十月十八日須子兵部太夫○法樂祭祀元和九癸卯閏八月十四日○鳥井水上神社云云寛永三丙寅卯月神主兵部太夫○奉上葺水上八幡宮寛永十一甲戌年八月神主宮能兵部太夫○奉上葺八幡宮御宝殿一

宇寛文七丁未極月廿三日○八幡宮拜殿寛文四甲辰十月○上葺八幡大神元禄元戊辰年霜月廿九日神主湯浅信濃守明重○石州邇摩郡温泉郷西田村水上神社八幡宮舎一字宝永六己未年七月祠官湯浅信濃守明重同右近明忠云云○奉造立拜殿正徳五乙未曆八月廿七日○鳥居享保十乙巳年三月四日○再建水上神社享保十乙巳年四月十五日○奉納水上神社神輿一字享保十六庚亥九月三日○上葺水上神社元文四己未年六月十五日○上葺水上神社延享三丙寅弥生○水上神社拜殿宝曆十一辛巳年八月○本社再建同年○再建水上神社八幡宮興明和八辛卯年八月七日○水上神社屋根取繕安永七戊戌年七月十五日○葺替寛政元己酉年六月廿一日○西田村水上神社寛政七乙卯年八月朔日○葺替天保三壬辰年十一月十四日○上葺文久二壬戌年九月十日○拜殿再建元治二乙丑年四月八日○再建神輿慶応四戊辰年八月此外に奉上葺水上神社八幡宮御殿前一字神主宮能宮内太夫本願十二氏子○西田村八幡宮御宝殿之事永■辰とあり

宗雄云鎮坐の地を水上山と云こといか、あらむ風土記に就て考へし仁和の勸請と云は頭註を採たるものなりかくて天文の棟札にて論なく八幡宮なるを近頃式の水神社として棟札の文字をも改たるか則ち慶長寛永の傍に○を付けたるハ一端削て其上に書たるものなり案に是は湯浅信濃の代に元禄宝永の間に巧ミ出したるものなり同し人の記せし棟札ながら元禄元年なるは八幡大神と書き宝永六年なるは水上神社八幡宮と記せしにて覚るへし此以後ハ漸々に水上神社としたること次々の棟札を見て知へし【いかか悪き所為ならずや】

宝器縁起一卷下部兼敬書○兜二鎧二脇差三社領高三石此現米二石

末社天満宮

同東照宮

社人宮能明保家筋詳ならず貞観の頃より明保まで二十二代相統と云伝ふ

宗雄云棟札に須子とも宮能とも湯浅ともあり度々改たるには別氏とは見えすさて須子を名乗にて思へは美濃郡の須子より出たるなるへし貞観より二十二代にては世代少く思はる

小社九所

大年の大歳神(社)○下市の恵美須社○降露坂の大元社○上市の恵美須社○才(幸)神の幸神社○老原の熊野社○若宮(神)の若宮社○妙見の妙見社○新屋敷の今宮「社」

森神二所

水上山の日御崎神○木舟の貴船(船)神

飯原村

小社二所

大歳の大年社祭日十月十四日○同所の巖嶋社祭日七月十五日

森神二所

大元の大元神祭日十月十四日○同所の宇佐八幡宮祭日六月十五日

小濱村

巖嶋神社

宮山鎮坐

祭都市杵嶋姫命田心姫命湍津姫命○神体木像一鰐口形鏡十二せうこ形鏡一古鏡一また鏡一裏に巖嶋大明神石州迹摩郡小濱村宝曆六

衣替神社

さて十代相統

社人福山泉家筋備後国福山藩中福山嘉右衛門藤原正則万治元戊戌年温泉津に住す同三庚子年当社職になる是を福山善太夫と云ひ泉

丙子年京都御鏡師加賀田河内大椽藤原清好

宗雄云安政五戊午年九月当社鳥居の側の松を切るとして十八人怪我をなす松を十八公と云ふ十八人の怪我また奇とすべし祭日六月十七日

建物本社拝所神楽所神庫鳥居

棟札奉建立巖嶋大明神当社一字事信心大檀那大江朝臣元就奉行就安就久于時永禄十一年戊辰卯月吉祥日権大僧都法印宥胤大工伊藤小工渡邊鐵治節谷与十郎普請奉行海藏寺景書記石田主悦助賀戸神左衛門尉賀戸善左衛門尉敬○制札に大願主大江朝臣毛利元就公御普請再建永禄十一辰年卯月吉祥日奉行就安就久置安○奉建立巖嶋大明神慶長十六季辛亥歳四月吉祥日権大僧都法印宥譽御代官宮田長左衛門尉殿利五郎左衛門尉殿本願石田屋浄春賀戸平右衛門云云○建立寛永十六己卯九月吉日権大僧都法印宥壽奉行田邊新左衛門尉本願松村猪兵衛云々○上葺寛文四甲辰年九月○同貞享二乙丑年九月○同正徳四乙未年九月十五日○再建拜殿宝曆十庚辰年六月○再建文化九壬申年八月○葺替安政四丁巳年九月十三日○鳥居再建安政五戊午年九月十五日

社領高一石八斗此現米八斗

末社稻荷社神体木札に稻荷大明神守護攸延享四卯正月吉日

同天満宮神体木札に北野天満大自在天神守護祈攸梅松院大僧正謹言大願主安田氏某○棟札に葺替嘉永六丑年

さて十代相統

松村山鎮坐

祭神素盞鳴命○神体木像

衣掛石○村老云素盞鳴尊衣を此石に掛給ひしと云ふ又云此所の濱田川と云川にて衣を洗坐しとき蛭と蠅と衣に着しかは蛭の口を切り蠅の尻を切て放ち給ふ故に此所の蛭は人を食はず蠅は尻なしと云り

宗雄云石の高二尺五寸障るときは崇あり素盞鳴尊埴舟を作て東に渡坐し時の事と思はれて此地に舟を寄て衣を更坐しなるへし此衣を更坐たるや出雲国は御母の本国なるからに其を指て還り坐たるか本国の近くなるまゝに衣を改め更坐たるにて是しかし

祭日十月初午日
建物本社神樂所鳥居

宗雄云当社鳥居再建の以前に松村耕太郎と云ふ人に鳥居を立へき旨三夜夢に告給ふとそこの耕太郎は当今庄屋にて直咄なり棟札奉建立衣替社頭元禄六癸酉七月○再建享保九甲辰年九月○上葺延享元甲子年十二月吉日○同宝曆三癸酉年八月吉日○再建安永二癸巳年十月吉日

温泉澤神社

祭神市杵嶋姫命田心姫命湍津姫命○神体石

祭日九月廿九日
建物本社拝所鳥居

棟札再建湯澤大明神拜殿寛政八丙辰年九月○再建拜殿天保十四癸巳年九月○再建嘉永五壬子年九月

大歳神社

波路浦鎮坐

祭神大名持命少彦名命○神体木像
祭日八月廿九日

建物本社拝所神樂所
棟札拜殿再建元禄十四辛巳年四月奉建立元禄十五年四月吉日
本願施主木曾源兵衛当浦十二氏子○再建神殿拜殿安永二癸巳歲六月○屋根葺文久三癸亥年八月廿八日

小社六所

町の恵美須社神体木像棟札再建正徳五乙未年七月また奉再建立蛭児尊享保五庚子年九月また上葺享和元辛酉年三月また再建文化三丙寅年七月また同拜殿慶応二丙寅年六月十五日○延命院の大元社神体石像○安楽寺の穂柵社神体木札の略文に奉造宮御柵大明神社正徳四甲午年二月十四日小濱村後小安楽五世法名恕空正徳元卯十一月六日火社神木共焼失○神應寺の金刀比羅社棟札勸請金毘羅大権現神應庵鎮守山門守護之伎また奉再造宮当庵鎮守金毘羅大権現秋葉大権現摩利支尊天三社一字文化六乙巳年三月初三鳥岩瀧禪寺現住十二代禪如叟敬識焉願主神應庵借住浄家沙門西譽親隨僧代○重田の庚申神神体石異形○波路浦の恵比須社神体石棟札再建文化七庚午年四月廿六日また再建文久三癸亥年八月廿八日「字林内温泉澤社」*

森神三所

波路浦の荒神○同所の山神○堀越の大歳神

* 「邇摩郡神社書上帳下」では、この「温泉澤社」一社が付加され、し

たがって都合七社が数え上げられるのだが、項目としては「小社六宇」
となっている。

温泉津村

龍御前神社

龍岩山鎮坐

祭神建磐龍命大己貴命豊玉姬命○神体鏡剣

宗雄云建磐龍命はあまり祀らぬ神なり是は此所の磐の龍頭に似
たる故に龍岩山と云ふのミなるをやかて龍字に泥ミて此神をあ
てまた海神の女も龍に由あるをもて豊玉姬命をも入たれと無稽
の所為なり誠は須佐之男命なるへし其ハ風土記に久志山を是龍
王の奇魂山なりとあるは此所の海中津口にあり湯泉郷云々雲海
竜王之命詔吾暫敷坐在温泉之所看々岩窟巍々詔故云温泉
とある岩窟すなはち此所なるか龍王と云は須佐之男命なること
奇魂山荒魂山のあるにて知るければなり尚名跡考に云を見へし

祭日九月九日

建物本社拜所神楽所鳥居

棟札迹摩郡温泉津鎮守龍御前慶長十年己巳十月建立正保四年丁亥
九月再建宝永六年乙丑九月廿四日岩窟切入鳥居建立道造享保四年
己亥十月拜殿上葺享保十六辛亥五月鳥居建立寛保三癸亥九月拜殿
建立延享四年丁卯三月四日乃夜火災乃時代々棟札焼失須依之棟札
扣有増書写令社納畢神主竹内因幡守正壽謹書○建立延享四丁卯
年十一月○本殿鳥居拜殿安政四丁巳年九月四日

愛宕神社

愛宕山鎮坐

祭神迦具土命○神体木像
祭日六月十五日

宝器鐘一銘略に勝田山源福寺於隱州海^{〔主〕}郡奉鑄推鐘之事願主源朝
臣秀真筑後守大工因州野坂住藤原信重明応六丁巳卯月念九日

宗雄云朝鮮征伐のとき替りしとぞ

建物本社神楽所

惠美須神社

沖泊山鎮坐

祭神事代主命○神体海石古木

祭日十月九日

建物本社神楽所鳥居

棟札鳥居建立延享元甲子年五月○上葺宝曆八戊寅年七月○同安政
四丁巳年十二月

小社七所

稲荷山の稲荷社神体石鏡筒棟札奉建立稲荷三社大明神貞享二乙丑
年十月願主中尾藤左衛門また上葺享保八年癸卯十一月十一日また
同延宝三乙卯年十月また再建安永七戊戌年二月十四日また建立鳥
居寛政九丁巳年二月十四日また再建文化七庚午年二月また再建嘉
永五壬子年八月また幣殿再建嘉永六癸丑年三月祭日二月十五日○
琴平山の金刀比羅社祭日三月十日○日祖浦矢谷の大元社祭日九月
朔日○向山の金刀比羅社祭日三月十日○龍御前「境内」の惠美須
社○荒神山の荒神○日祖の惠美須社

森神一所

大年の大歳神

葉師*

湯屋鎮守

祭神詳ならず左右日天子月天子外に十王

宗雄云外に八体あり此内二体は衣冠立像の神体なり若は大己貴命少彦名命には坐さるか弘治元年の温泉記に有〔安弥陀薬師之靈堂〕とあるも固有の神祠と思はる

*「邇摩郡神社書上帳下」には記載なし。

津淵村

大歳神社

小田山鎮坐

祭神大年神

祭日十一月中卯日

建物本社無し森木鎮坐

社領高五斗此現米三斗三升

三輪神社

神山鎮坐

祭神大物主命○神体木像

祭日十月初卯日

建物本社拝所鳥居

棟札上葺三輪大明神寛保三癸亥年霜月二日神主大田村住人長尾大

隅守藤原経治子虎吉津淵村願主頭百姓大庭甚兵衛同竹崎惣右衛門

庄屋同名貞平

森神二十所

小田山の地主神○同所の幸神○同所の地主神○同所の祇園神○同

所の地主神○同所の牛神○同所の地主神○同所の馬神○森ヶ迫の地主神○才上の塞神○万場の地主神○同所の地主神○堂田の地主神○杣か崎の地主神○明神迫の明神○同所の地主神○同所の地主神○塞埜の幸神○同所の塞神○神田の大元神

井田村

八幡宮

松尾山鎮坐

祭神姫大神應神天皇神功皇后○神体木像二鰐口形鏡一

祭日九月十五日

建物本社拝所鳥居

棟札奉一建立八幡宮施主伊田六右衛門橘朝臣頼秀公正保三年丙戌九月十五日神主長尾山城守○造立元文五庚申年八月朔日神主長尾大隅守経治庄屋重富孫六本願人井田六右衛門外に北山大明神正保三丙戌年九月新建立輿○元文四己未北山大明神輿とあり今この神名詳ならず若は八幡宮を斯く唱へしか以前輿二ありと云ふ
社領高一石二斗五升此現米一石一斗

熊野大権現

龍藏寺鎮坐

祭神

祭日

建物

棟札奉再建立熊野大権現龍藏寺鎮守也遷宮日者誦浄土三部経也現住利端敬白享保十七壬子年四月十日石見国迹摩郡井田村大工福光村善兵衛

宗雄云明治三庚午年の書上には漏たるなり此棟札は太田村長尾氏の所持なり

森神三十一所

大滑の大滑社○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○寶大地の宝大神○焼埜の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の水神○森脇の地主神○同所の地主神○松尾の地主神○同所の地主神○同所の地主神○天場の大年神○同所の地主神○下平の地主神○新道の地主神○横山の地主神○新道の地主神○同所の地主神○半場の稲荷神○同所の荒神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の天熊大人○同所の地主神○平川の大元神

波積「本郷」村

八幡宮若一王子神社

高倉山鎮坐

祭神應神天皇仲哀天皇神功皇后伊弉諾尊伊弉册尊○神体木像五
祭日十月四日同五日

建物本社二拝所鳥居鐘楼

八幡宮棟札造立慶長二丁酉年○上葺慶安四辛卯年八月○造営天和二壬戌年十一月○同宝永八辛卯年三月○再建安永四乙未年九月神主郷原檢校幸仲祠官和田式部道政庄屋内田武左衛門北庄屋藤田乙次郎南庄屋嘉戸利七○若一王子社棟札同年同文なり○和田氏家伝に建永元寅年葺替天文十八酉年八月同断元亀元午年六月再建
宝器鐘石田主悦助寄附

八幡宮領高三石此現米八斗三升三合三勺

若一王子社領高三石此現米八斗三升三合三勺

末社巖嶋神神体木像再建安永四乙未年九月

同東照宮神体木像

社人郷原國麿家筋伯耆国八橋郡郷原村庄司郷原六郎左衛門幸任正慶中南朝ヨリ肥後守に任らる後石見国に移り高師泰に亡されて波積村に移り六人衆の一人となり七代の間上垣内に住す七代目美濃守基行大永元年尼子氏に仕へ砥山城に移る永禄三庚申年二月川上松山落城のとき討死佐々木隆行二男治部太夫行定基行の養子となり八幡宮祠官となりてより國麿まで十代相續國麿慶応元乙丑年六月從五位下に叙す

同和田章雄家筋建永中甚太夫の代火災書類焼失世代詳ならず同人神職以来章雄まで十五代相續旧姓溝邊慶長中和田と改氏

愛宕社

〔愛宕山鎮坐〕

祭神軻遇槌命○神体石

祭日三月廿五日

建物本社鳥居

末社全戒神祭神靈神

小社十二所

岩滝寺の熊野権現祭神熊野十二社権現仲哀天皇神体木像左右同十七仏体異形あり棟札表詳ならず裏に永正十一年岩滝寺十二世禪如叟本社重興また天文十五丙午また永禄九年丙寅八月十三日都治三河守吉川和泉守石田主悦介裏に合力仁下井田兵庫助横路小太郎弓木九郎また熊野十二社権現元和四年十二月五日また寛永十四丁丑年また寛文元辛丑年九月また天和二壬戌年また重興文化九壬申年

八月朔日また再建寛延元戊辰年十月廿八日神主郷原千別

宗雄云仲哀天皇は近頃八幡宮の神体の内を一名にて寄附せしかは村中より障り遂に当社に貰て安置するとそ

東光寺の若宮○上垣(坂)内の地主神○下中井の大歳神「社」○荒人の荒人神○田中の田中神祭神恵比須神○東の大歳神○猫岩の荒神○新道の大歳神○天地(神)面の天満宮○反祭の地主神○福城寺の地主神

森神二十七所

高倉山の地主神○同所の地主所(神)○愛宕「社」境内の森神○横路の地主神○横路屋敷の地主神○屋敷の地主神○風呂本の地主神○弓場の地主神○反坂の地主神○観音寺の地主神○岡田森の式地神○才(塞)神の道祖神○下小原の地主神○溝邊の地主神○奥神田の地主神○芋坂の大歳神○猫岩の大歳神○同所の稲荷神○同所の恵比須神○同所の明星神○植松の地主神○下井田の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の水神○大谷の地主神○下曾根の地主神

波積南村

小社五所

嘉戸境内の天満宮○宮本境内の荒神○分田の地主神○川平の大歳神○同所の大元神
森神三十五所

嘉戸境内の大歳神○同所の水神○同所の豹尾神○同所の稲荷神○同所の牛神○同所の厚德大明神○かいの木(カヒノキ)の大元神○同所の劔神○同所の牛神○同所の山下御前○うつより(ウツヨ

り)の地主神○大はん(番)の地主神○搏の迫の地主神○なひいり(ナヒイリ)の地主神○鞍掛の地主神○川平の恵比須神○同所の稲荷神○同所の地主神○古屋敷の水神○弓木の地主神○同所の地主神○同所の加良牟神○鞍掛の地主神○同所の水神○横谷の地主神○同所奥の地主神○小原の式地神○谷川の地主神○柿木原の地主神○深山の式地神○中尾の地主神○原田の地主神○芹澤の劔神○川平埜の地主神○水恵五(ケエコ)の埵鎮三(ツツミ)眞祭神

宗雄云式地神は霊神とあり埵鎮神は邪気を埵き鎮たるにて是は吉田殿に頼て祀たるなるへし

波積北村

大元神社

大元山鎮坐

祭神國常立命○神体石

祭日十月廿八日

建物本社

小社六所

寺端の地主神○大谷の地主社(神)○大石迫の地主神○小屋の地主神○北畑の大元神○下瀬井の大元神

森神二十三所

松森の地主神○岩井田の地主神○縄谷の地主神○藤森の地主神○中間の地主神○堤迫の地主神○高下の地主神○亀割の地主神○明宗の天満宮○北畑の天満宮○庵上の客人神(客神)○論埜の道祖神○北畑の恵比須神○中間の恵比須神○同所の大歳神○越多田の大歳神○中間の山王権現○瀬井の水神○次郎迫の式地神○樋詰の

地主神○雲手の地主神○楨前の地主神○滝尾の地主神

祖式村*

八幡宮

宕嶽鎮坐

祭神應神天皇神功皇后玉依姬命○神体木像三鏡三

祭日九月十五日

建物本社拜所鳥居

棟札明応六年八月十一日大檀那源朝臣小笠原■長仁万郡云云○奉

再興石州仁万郡祖式八幡宮于時慶長三年九月一日謹白本願藤原朝

臣渡邊想兵衛当神主宇塩治部太夫鍛冶神五右衛門宇塩若狭守○迺

摩郡祖式村八幡宮寛永四丁卯年八月十四日神主宇塩右衛門太夫○

再建寛永二十癸未年十一月七日神主宇塩右衛門太夫目代同八兵衛

○再建寛文二壬寅年霜月十五日国師山高孫兵衛尉地下御代官山田

市良右衛門谷宗左衛門神主宇塩大和守正次庄屋金田六兵衛以下高

橋山下大原名略○奉新建石州迹摩郡大賀祖式村延宝九辛酉年九月

十四日

宗雄云大賀は組名かと思ふに佐摩組なれハ然らす是は此村もと

大家にて古名の存れるなるへし

邑智郡祖式八幡宮元禄六癸酉年十二月神主宇塩式部少庄屋山下安

兵衛裏に横巾名王子末社山之榎木一本新宮末社榎木一本云云

宗雄云邑智郡と云ことこゝに始て見ゆ

再建邑智郡云云正徳五乙未年五月神主潮式部少○興享保十二年九

月○玉殿享保二十乙卯年九月十四日祠官宇塩大和守正信願主金田

新助○修復寛保三癸亥年四月十五日神主潮大和守藤原正信以下名

略○上葺宝曆九己卯年九月十四日○修復天明元辛丑年九月十四日

○上葺天明八戊申年十月十六日大宮司潮弾正藤原正豊○再建文化

九壬申年九月○拝殿再建文政元戊寅年九月十四日大宮司潮弾正

豊同苗友次庄屋金屋治平以下名略○石鳥居文政八乙酉年十月八日

○上葺文久元辛酉年九月十四日大宮司潮淡路頭藤原正次以下名略

宝器兜一

社領高三石一升此現米二石八斗永錢百二十文

末社稻荷社棟札上葺享保十七壬子年裏に享保中布野常信法師勧請

の由あり

同地主社

同水神社

同金刀比羅社

社人潮正次家筋詳ならず慶長中宇塩治部太夫より正次まで十代相

続

小社十所

新宮の熊野新宮社社伝昔は此社を当村の総鎮守とす八幡宮勧請の

後衰て坐す安永七戊戌年十月朔日神木の槽穴より自然火出て焼失

す文政六癸未年十月廿四日再建大宮司潮八百江藤原正運○瀬戸の

天満宮○南山の神明社○大原の若一王子社○町の蛭子神○横谷の

金屋子社○矢瀧の若宮社○猪ノ目の五社神○寺迫の猫神○同所の

地主神

森神二十六所

境内の大元神「但大祭五年ニ一度」○舞谷の地主神○同所の地主

神○同所の一本木神○同所の山神○矢瀧の水神○大原の地主神○

同所の地主神○同所の地主神○瀬戸の馬「之」神○同所の地主神

○寺迫の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○
南山の地主神○山中の王子神○宮山の地主神○同所の三崎神○山
中の大元神○横谷の地主神○同所の地主神○同所の地主神○か
しや(カシヤ) 迫の地主神○同所の地主神○小嶽の地主神

*祖式村は、「神社書上帳」でも天保郷帳でも邑智郡に属しているが、
おそらく藤井宗雄は、氏神八幡宮の延宝以前の棟札の記載から判断し
て、元来は邇摩郡の所属であったと判断したのであろう。ちなみに『石
見国神社記』の清書では、祖式村は邇摩郡の末尾に置かれていたが、
藤井は朱筆で、新屋村の前に移すことを指示している。この指示は、
地域的な近接に基づくものであろう。

新屋村

山邊八代姫命神社

飯谷鎮坐

祭神天照皇大神○神体木像鏡外に鰐口形鏡

宗雄云此祭神は頭註より採て記せるならむ八代姫命なむそ大御
神に坐むや高山大明神と申せは異神ならむ

高山明神社記に石州迹摩郡大家莊飯谷高山明神社者山邊八代姫神
社也古老伝言和州宇多郡山邊笹幡宮同体而天照大神之垂跡也桓武
天皇延暦二年正月二十一日初而鎮坐每歲九月十一日恒例之祭祀也
節朔之礼奠豊凶年々于今無怠慢者也其所撰之小社者稻荷山王大歳
及大元尊神也社頭之北方有大石高二丈五尺広八尺古来称号黒尊石
底立神座也為其宮地国中之大山一峯高秀八村邊足靈草神木八面玲
瓏而秋春花月暮雨朝雲兼備八景也右抛三瓶山遠眺雲隱二州之海島

左界温泉及人丸産邑高津浦遥望長州之高山烟霞千里之外前有邑智
萩原河水清流松樹榕葉森々蒼々連備之後州後則波根大浦在于目下
如益石北国往来商船浮于波濤如遊魚嘗大君命令村老画此形像則因
以呈上来遊乎此山為仙境之思忘婦郷之情殆山陰道之壯觀也

祭日九月十一日

建物本社拜所鳥居

棟札奉上葺高山山邊八代姫命神社一宇享保六年十月卅日神主
原田美濃守藤原公豊大檀那竹田喜左衛門尉○同山邊八代姫命神社
寛延元戊辰年霜月十一日○造立高山大明神拜殿宝曆七丁丑年九月
十一日神主大家住原田彈正彌藤原公房○建立宝曆十二壬午年九月
十日○再建拜殿明和四丁亥年九月十一日○上葺寛政十二庚申年五
月大宮信濃守藤原公演同采女守藤原公行○修理拜殿享和三癸亥年
九月十日○奉補御舍殿文政二己卯年四月○大鳥居文政三庚辰年九
月十日○造営天保三壬辰年九月十日○奉覆舎天保十四癸卯年霜月
十四日

宗雄云旧号高山大明神なり宝曆七年の棟札にても知へし高山と
は所謂大家の高山にて神社は此山の裾にあり山邊八代姫命と申
すは神社の高山の辺にある故に推当たるにて外に拠とすること
更に無し是は享保五年の事にて下部兼敬の社縁記一卷ありかく
て文化十一甲戌年二月大宮豊後新屋村飯谷組庄屋柳藏を始め四
人連署の願書に吉田出役鈴鹿縫殿定泰の奥書あり是より当社を
式内と云ふ

宝器額一面下部良長筆○社記一通下部兼敏○由緒書一通鈴鹿縫殿
社領高九斗三升此現米二斗六升

末社東照宮

宗雄云此末社明治三年の書上に漏たり

大歳神社

本郷鎮坐

祭神大歳神○神体木像

祭日十月朔日

建物本社拝所鳥居

棟札奉勸請大歳大明神社壇一字元文四己未年二月十七日神主竹下

因幡守利重○建立寛保三癸亥年十月九日○新建拜殿明和二乙酉年

十月十一日○同寛政元己酉年十月三日○新建鳥居寛政二庚戌年十

月二日○地替文化十一甲戌年十月朔日同年鳥居拜殿葺替○造立文

化十二乙亥年十月九日○再建文化十三丙子年十月朔日○再建天保

十三壬寅年十月朔日○葺替嘉永五壬子年十月朔日○本屋敷遷宮万

延元戊申年十月朔日○再建鳥居明治三庚午年十月朔日

宗雄云文化地替は神社郷中にて田畑の障と成とて庄屋の我意に

まかせて山の辺に遷せしか其頃（維力）まで裕福なりしか不仕合になり

かつ死亡も数々ありて遂に讒の間に断絶したり此事に預たる者

二三軒共に不仕合また此村組内争論あり作物不出来にて大に困

窮に及へり是みな此神社を遷たる御咎めなりと覚悟して万延に

至り本地に遷し奉る是よりまた組内立直りたりと其辺の者とも

舌を震して語れりまた大家村の富屋のあるしも此始末を知らる

由にて語れりあなかしこ

客神社

石原鎮坐

祭神豊磐間戸神○神体石立像鏡

宗雄云客神をまろふと、いふより此神を当たるものならむ

建物本社拝所鳥居

棟札奉新建立客大明神宝殿寛延二己巳年極月十五日神主竹下因幡

守利重○奉尊敬石原組客大明神鏡田一枚寛延三庚午年十月寄附願

主井原九右衛門○鳥居明和元甲申年十月十一日○新建立拜殿明和

六己丑年十月五日○再建鳥居寛政二庚戌年十月六日○建立鳥居文

化十癸酉年十月六日上葺同年月○再建文政三庚辰年十月六日○再

建鳥居安政二乙卯年十月六日

小社三所

鳥居原の稲荷社○桐子の大歳神○高麗の王子神

森神四十四所

宝大寺の稲荷神○岡畑の大元神○深田の地主神○山王の山王神○

同所の幸神○枯松の大歳神○大内迫の水神○酒屋の客神○中屋の

御子神○槇前の森神○八幡田の八幡御座石○明見曾根の明見神○

横呂（路）の地主神○山王坂の山王神○下高下の天神○下「之」

原の山神○加戸上の高神○天神の明（妙）見神○滝下の地主神○

大年後の地主神○後山の地主神○道上の地主神○家上の岩倉大明

神○山根向井の地主神○森谷の地主神○森恵五（後）の地主神○

岡臺の金屋子神○山王の稲荷神○川上の大元神○田上の地主神○

川上の稲荷神○坂本の客人神○川上の殿王姫神○家空の三宝荒神

○細（畑）下の地主神○畑下の大元（歳）神○道上の立岩神○畑

上の大歳神○家空の大歳神○畑上の松尾神○家空の五大王子神○

畑上の客神○道上の幸神○川上の地主神

宗雄云此内なる山王神高神山神などを合て高山大明神の祭神を

考ふへしまた云岩倉大明神に対たる朝倉神この近村には在ざる

か此外小社森神の内に旧社と思はる、あり等閑に見過すこと勿

れ

大家村

八幡宮

本郷鎮坐○天文三甲午年二月廿三日勸請

祭神應神天皇神功皇后玉依姫○神体木像三

祭日九月廿四日

建物本社神楽所拝所鳥居

棟札奉造立八幡宮御宝殿一宇大檀那藤原朝臣兼公并薦口公種神主
公明本願権少僧都宥教天文三年甲午年二月廿三日○奉造立拜殿一

宇大檀那源朝臣長徳神主公舊天文十四乙巳九月十日願主長安寺当
住権大僧都法印宥教○上葺慶長十六年十月吉日三神主惣領佐兵衛
蒔田帶刀飯田惣十郎本願吉原善兵衛大寫十左衛門

宝器鰐口形鏡三慶長十一年丙午六月吉日石州迺摩郡大家庄願主藤
井又十郎戊辰年并丁酉年

社領高九石五斗五升此現米五石一斗六合七勺

社人大宮右源太家筋当所領主家臣天文中大宮公明神主になり以来
右源太まで十七代相続

宗雄云旧姓原田にて明和より寛政までの間に改姓せしこと新屋
村高山神の棟札にて知らるめり

同竹下常磐家筋慶長十六辛亥年十月竹下帶刀より常磐まで十二代
相続

巖島神社

七日市鎮坐

祭神市杵嶋姫命○神体八花形鏡

祭日六月十七日

建物本社鳥居

棟札新造宮巖島大明神元禄元戊辰年六月十七日神主大宮采女正公

盛

春日神社

柿田鎮坐

祭神天児屋根命○神体木像一銅像三

祭日九月廿五日

建物本社

棟札奉建立春日大明神御宝殿元禄十四辛巳年十二月四日神主本願
人田中其右衛門貞公

小社五所

小石の妙見社(神)○八反田秋葉社神体木像祭日十月七日○小石
(八反田)の武王子明神祭神武三甕槌神○七日市の恵美須社○四日

市の恵美須社
宗雄云武王子神は健甕槌神にはあるましく覚ゆ此村の地名に武
郷大武山も由ありて聞ゆれば旧社なるへし

森神二十所

蒔田屋敷の大歳神○殿の奥田の地主神○同所の稲荷神○同所の大
元神○同所の大歳神○下田の地主神○溝黒の水神○恵後の水神○

松山(尾)の松尾神○大年の大歳神○地主の地主神○伊達の水神
○大秋の地主神○一里塚の幸神○中林の地主神○久保谷の大歳神

○大口の幸神○今田の荒神○今田の若宮「神」○しかミ(鹿見)
松の地主神

荻村

五大王子神社

宮山鎮坐

祭神天忍穗耳命天穗日命天津彦根命活津彦根命熊野櫛樟日命相殿

天滿宮○神体鏡相殿石

祭日十月十五日

建物本社拜所鳥居

棟札奉建立五大王子御宝殿一字宝曆八寅九月十七日神主長岡撰津

庄屋松井吉郎左衛門

金刀比羅社

壽松寺鎮坐貞享中讚岐国象頭山より僧祐範勸請

祭神大物主命崇德天皇○神体木像

宗雄云祭神詳ならずとあれと村方書上に従ふ

祭日三月十日

建物本社拜所御手洗鳥居

棟札修補金毘羅大権現神舎覆蓋之上梁文とありて天物之興也必有

俟レ時矣林間花開野外草緑是得レ春也野花満レ地霜葉燃レ樹亦俟レ秋也

神明仏陀利物度レ生得レ機則興亦有レ得レ時矣弊州邇摩郡荻邑薦口金

毘羅神者貞享年間阿遮梨慈忍範公之所レ勸請祭祀也蓋金毘羅神也

醫王薄伽梵之屬而上首十二神將矣故十二神將結願神咒經中略説

名字発願孔雀王經顯明其住処部属然則醫王善逝之仏室必有

金毘羅神王在矣部外別祭無処不安殊以讚州象頭山為其雄也靈驗

掲焉万方皆帰於是乎祐範公篤信深帰曾十八道加行之日有患病

起大誓致望於象頭求救於神王病卷而行満是以攀於讚州之

神峯毎年不レ解動而及三兩三度所レ歴之径人呼為金毘羅僧然而就

于其庵後之山間建於小社以祭焉至誠所レ感其心亦弘也三時之祭

会帰仰之人蟻ノ如往来羊ノ如群集至于今六十有余年雖風雨猶不

減矣自非願力之所レ延何能默乎範公為人儉節守信剛毅夫直苦修練

行夜以続レ日誦大仏頂咒一万八千遍修護摩一千座持明咒万億常

坐禪林密修是務不散空時不可勝称貳登大江露坐觀星或入

岩洞布茅念咒斷斷食木食水飲終以至咒力知未然其語之如

神矣如得有想悉地然也於是乎龍泉瑛公法印以為不有益自行令

誠之不語弊州從來未有範公後世子雲不可得知嗚呼範公也実

季世英雄也範公即世而後予法弟龍辨阿遮梨補席住職奉事祭祀二

十有余年再建神室稍張皇焉而今現在是也以延享元年探求旧号

之役而寺号壽松山称神護為諸紀国南山之附庸以列于衆刹

記録乎官帖弁之功不亦少我今年孟春之末不天即世旧冬染病日

知其不可救而度肉類之出各曰義伝欲使其補席黄口之児

未堪其任余也右焉以從奉事且作弁之中陰之終暮春十日臻

于神護山留錫三五日於是命伝子修葺於神舎之覆蓋矣是日也

村老邑長皆語余曰範師創社之初辨公再立之日無有上梁文記

其縁由至百歲後失実伝忘吾儕是懼請師作一簡策而記焉空后

則興人之望也余曰然也列刹衆社伝其実者千万之一耳也勸請之

来由範公之行実我親見聞焉雖無文飾不喪実状豈敢不記乎卒

採毫録其終始記其居諸云爾辭曰盛哉神威大千心声七千君上十

二蒙英象頭迹旧壽松影清長護人法化德盈々維持延享五戊辰年暮春

十有七日兼帶神護山壽松寺安濃郡大田北邑如意山圓應密寺住持僧

龍雲觀槃談識焉幹事僧義傳知焉

末社天満宮

宗雄云此末社書上に漏たるなり
十二所権現社

鷲峯寺鎮坐

祭神過去七仏五智仏

宗雄云熊野十二所権現なるへし

祭日七月晦日

建物本社鳥居

社務真言宗紀伊国高野山宝門主兼正智院末鷲峯寺等阿

小社七所

大谷の厳島社○菰口の大元社○同所の大年社○寺床(所)の客神

○侍者庵の荒神○五座首の松尾社○同所の石社

森神五十八所

三子山の稻荷社○忠五郎埜の猿田彦神○三生脇の地主神○同所の

天神○折口上の嚴嶋社○同所の嚴嶋社○同所の荒神○同所の水神

○原脇の地主神○同所の水神○井戸上の水神○増田脇の大歳神○

同所の地主神○エ(江)奥の金屋子神○□□上の荒神○坂井上の

地主神○林脇の地主神○原奥の地主神○柿原奥の地主神○砂畑奥

の龍之御前○殿迫奥の金屋子神○戸前の嚴嶋神○谷川奥の地主神

○三子山の三本松神○七原奥の地主神○同所の嚴嶋神○流奥の水

神○前角の天満宮○同所の天神○竹内の地主神○兜田前の大歳神

○植松の地主神○埜の地主神○砂子「之」前の荒神○京殿の地主

神○城田屋上地主神○清水の大歳神○同所の稻荷神○同所の荒神

○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○

松迫の水神○同所の地主神○飛川の若宮神○同所の貴船(船)神

○蟹淵の地主神○菅迫の大歳神○白木屋の地主神○同所の靈神○

横石の幸神○侍者庵の荒神○五座首の松尾権現○寺床の地主神○
四郎の荒神○同所の稻荷神○大元の大元神

横道村

妙見宮

嶽之郷山鎮坐

祭神天御中主命○神体石像

宗雄云此祭神信かたし

祭日九月廿八日

建物本社拝所鳥居

棟札奉新建立横道村妙見尊御宝殿元禄十一甲寅年九月廿八日神主

長尾山城守経政

社領高二斗此現米一斗九升五合

大歳神社

真光庵鎮坐

祭神大年神○神体石像

祭日十一月中「臨時祭之」

建物本社

棟札上葺慶長十三戊申■■■■神主長尾■■■■大願山中重■■■■

森神十二所

竹下の地主神○松原山の地主神○石原の地主神○米山の地主神○

新屋の地主神○伽藍の地主神○弓立の地主神○熊見山の地主神○

子落「シ」の地主神○幸神山の荒神○才神の塞神○八幡家後の八

幡神

福田村

春日神社

春日山鎮坐

祭神経津主命武甕槌命天兒屋〔根〕命姫大神○神体木像一

祭日八月朔日

建物本社拝所鳥居

棟札上葺宝曆十一年五月五日神主滝崎若狭守藤原道盛同苗長門守

社領高五斗此現米四斗六升

社人滝崎速水家筋永禄中滝崎主計吉次より相続す世代詳ならず

森神十四所

修理免の大元神○滝崎山の地主神○百田の地主神○坂根の地主神

○笹山の地主神○入江迫（入迫）の地主神○中尾の地主神○中谷

の地主神○岸木の地主神○森塔の地主神○橋詰の荒神○水頭の水

神○丸田の地主神○畔畑の地主神

井尻村

大元神社

西山鎮坐

祭神豊受毘賣命

祭日八月十六日

建物本社無し森木鎮坐拝所

鏡向山大権現

高野寺鎮坐

祭神辨財天毘沙門天俱毘羅大将○神体木像一銅像二

祭日三月三日

建物本社太鼓堂鐘撞堂

棟札奉建立鏡向山大権現御社一字寛延三年九月吉祥日住持法印

宥智○鏡向山大権現社檀上葺成就攸安永三午歳九月初九日現住権

大僧都法印宥義

末社愛宕將軍地蔵堂

森神四所

芭蕉殿の地主神○若宮の地主神○地主谷の地主神○大元山の地主

神

殿村

巖島神社

黒（異）仙山鎮坐

祭神市杵嶋比賣命○神体石

祭日六月十五日

建物本社拝所鳥居

棟札奉上葺巖島宮御宝殿元禄八乙亥年卯月神主長尾山城守経政庄

屋傳三郎頭百姓弥五良重左衛門

天満宮

天神山鎮坐

祭神菅原神○神体鱈口形鏡

祭日八月十（廿）五日

建物本社拝所鳥居

大歳神社

異仙山鎮坐

祭神大年神○神体木像

祭日十一月初卯日

建物本社

森神二十所

江湯「之」上の地主神○中間山の竈神○八幡の八幡宮○大元の地主神○松崎の地主神○宮原の金刀比羅神○同所の天満宮○森前の地主神○寺尾城の稲荷神○中倉山の地主神○若宮の若宮神○中倉山の地主神○尾坂の地主神○田屋山の地主神○同所の地主神○脇ゑこ(エコ)の水神○同所の荒神○異仙山の地主神○同所の地主神○大元山の太元神祭事太田村殿村福田村の中原邑智郡谷住村の入野より致す

大田村

八幡宮

西郷山鎮坐

祭神姫大神應神天皇神功皇后○神体木像二鰐口形鏡二

祭日九月廿六日

建物本社拝所鳥居

棟札奉再建拜殿宝曆四年戊九月廿六日祠官長尾周防守太田村庄屋
弥兵衛津淵村庄屋惣右衛門井尻村庄屋長兵衛横道村庄屋武平次福
田村頭百姓定右衛門殿村頭百姓五右衛門上田窪庄屋孫右衛門入野
村庄屋宇平次
社領高四石三斗六升此現米二石四斗五勺

末社大歳神

同今宮神

同金刀比羅宮

社人長尾和人家筋詳ならず寛永中長尾山城守経吉より和人まで十
一代相続

森神廿八所

八幡宮境内の水神○同所の地主神○同所の稲荷神○同所の水神○
長尾山の地主神○同所の牛神○同所の水神○同所の水神○土居山
の地主神○埤山の地主神○大仙の地主神○代宮屋前の地主神○向
毛次の地主神○榎上の地主神○城山の地主神○大根の香取神○灯
下の大歳神○同所の地主神○同所の末社神○大道の地主神○同所
の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の
地主神○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神
宗雄云古書に迺摩郡大田村八幡宮附大元明神領とあり高三斗は
かりなり外に妙見領もあり今此神見えす

北佐木村

大歳神金山彦命社

金町鎮坐

祭神大年神金山彦命○神体木像鉦鉄

祭日八月朔日

建物本社幣殿鳥居

小社一所

稲荷山の稲荷社

森神七所

扇立の稲荷神○立野の地主神○平床の稲荷神○坂倉谷の貴船(船)
神○犬殺谷の水神○牛神谷の地主神○根田か淵の荒神

福光本領村

八幡宮

湊鎮坐○応永十九壬辰年九月勸請と云伝ふ

祭神應神天皇仲哀天皇神功皇后○神体木像三

祭日九月廿八日より十月二日まで

建物本社拝所神樂所鳥居

棟札奉建立八幡宮社頭応永十九年壬辰九月吉日大旦那地頭下云云

四ヶ村三ヶ所氏子神主左馬大夫

宗雄云云とある所説かたし

新建立明応三甲寅九月吉日旦那藤原朝臣采女正神主甚次郎○新建立

立天正八年庚辰六月吉日福光庄鳥居一字右女体丁未歳諸願成就神

主藏太夫裏に吉川氏辛巳歳丁未歳辛■歳乙亥歳己卯歳乙亥歳右息

災延命子孫繁栄処○建立元和二丙辰年十一月○新建立舞殿元和九

癸亥年九月○建立寛永九壬申年九月○舞殿建立寛永二十癸未年九

月○上葺寛文十庚戌年九月○上葺貞享四丁卯年九月○同宝永四丁

亥年九月○鳥居正徳四甲午年八月○拝殿神樂所建立享保二丁酉年

九月○造進両神殿享保十乙巳年九月○鳥居宝暦八戊寅年八月○再

建社殿文政四辛巳年九月廿八日○再建安政二乙卯年十一月同時拝

殿建立

社領高五石一斗一升九合三勺此現米四石八斗二升五合

社人森山茂家筋文化元甲子年六月五日山崩のとき居宅潰れ世代詳

ならず父但馬守當茂共に従五位下に叙す

宗雄云家伝に昔は源姓林氏慶長中森山と改め藤原姓となる由な

り

於俱與神社

湊鎮坐○社伝に仁寿元年辛未十月吉日と棟札にあれと勸請詳なら
すとあり

祭神大雀命○神体木像

宗雄云此祭神いか、あらむ

祭日八月八日より十日まで

建物本社

棟札於俱與神社建立享保十九年寅卯月神主森山民部春喬○奉建立

安永四乙未八月十日裏に夫当社者福光惣中乃氏神仁之弓八幡宮無

鎮坐以前与利祭里来礼り左礼止母中古与り小社止造成之例年八月

十日乎祭日トス今度神領田乃以_二作得有乎_一令再造畢

宗雄云今浦の千神楽森この社の古跡と云り彼所と合て考へし其

所には大年神あり又云慶長の頃の書に福光下村とあり

社領高七斗九升五合七勺此現米五斗

山神社

石山鎮坐

祭神大山祇神○神体鏡

祭日正月四日

建物本社「石室」拝所鳥居

末社祭神詳ならず

小社六所

湊町の蛭子神○櫃手の蛭子神○箱坂森向の地主神○要害の春日社

同末社○龍岩の巖鳥神○竹谷の地主神

森神七所

城内の地主神同末社○釜野埜越の道祖神○古岩根の大歳神○山本

屋の大歳神○烏帽子(エボシ)岩の巖鳥神○船(船)玉山の船(船)

玉神○應神川の八幡宮

宗雄云此八幡宮の所に松あり應神松と唱ふ

福光上村

巖島神社

木嶋山鎮坐

祭神市杵嶋姫神○神体鏡

祭日三月十六日

建物本社拜所鳥居

棟札巖島大明神奉新建立社檀一字正徳三癸巳九月十三日本願主田

儀吉郎兵衛同又右衛門神主森山織部藤原春喬裏に凡当社者福光村

八幡宮の末社也御社地田中仁志弓木盛也古木枝乎運森成止云トモ

田中仁志弓道不定氏人不_レ得_レ神前_レ爾諸事_二司官氏人甚患_一之于時正

徳三歳癸巳八月尔司官並田儀氏謹而神明仁祈之則御感_レ応坐志坐弓

神慮乎尊敬志此地於清御社檀乎此所尔遷座乎成奉留大願主田儀氏

十二産子各常祭敬成畢時之国司鈴木八右衛門手代勝岡久左衛門地

下役人名頭百姓木嶋市郎兵衛同瀬谷甚兵衛同田儀太右衛門庄屋田

儀久右衛門○拜殿建立同年同月○再建享保六辛巳六月当国奉行竹

田喜左衛門尉本願主田儀吉郎右衛門重治祠官森山民部少藤原春喬

代裏に石陽迺摩郡福光八幡宮御註連之内上村鎮坐此社正徳三癸巳

秋爰奉移然尔古社地森木ヲ以金銀ニ成今年改新殿造立云々○上葺

宝曆十一辛巳年九月○再建拜殿明和三丙戌年八月○葺替寛政四壬

子年四月○同元治二乙丑年三月十五日

稻荷神社

熊谷鎮坐

祭神保食神○神体木像

祭日三月四日

建物本社拜所

小社一所

木嶋向の巖嶋社

森神二十所

簀(美濃)城上の地主神○谷川の大元神○若宮鼻の若宮○ほら(ポ

ラ)山の荒神○堂本の道祖神○立平の地主神○森田の道祖神○矢

源田の地主神○鼻くり(クリ)石の船(舩)玉神○下屋敷「之」

下の地主神○上湯原の地主神○原の地主神○大年迫の大歳神○船

(舩)原「之」上の大歳神○石宮の地主神○神向上の道祖神○宝福

寺(地)の三王権現(三王神)○伊谷屋の地主神○大年の大歳神

○祭立の地主神

福光下村

出嶋山神社

出嶋山鎮坐

祭神武甕槌尊○神体木像

祭日十一月十三日

建物本社拜所

棟札奉再興福光郷妙見大菩薩天文六丁酉年十一月廿六日且那藤原

美濃守兼國神主藏大夫玄蕃云々○再建当社且那藤原朝臣吉川経盛

小次郎武運長久于時天正十二甲申霜月廿六日神主甚次良太夫○再

建宝永六己丑年十月十三日○妙見大明神再建神殿拜殿明和五戊子

年二月十三日云々裏に当社勧請者人王八十一代安徳天皇御宇寿永

元壬寅年八月十三日毛利元成公勸請云云再建文明五癸巳小笠原氏
与利建立天文六丁酉年羽仁美濃守兼國建立天正十二甲申十一月吉
川小次良経盛公建立宝永六己丑年八月福光氏子中ヨリ建立也今年
当所石工中信心志ヲ以岩屋ヲ切神殿ヲ入云々

宗雄云元成は元就の誤りなりかくて寿永の頃の人に非す妄なる
事察へし又云慶長の頃の書に元妙見社改名出島山神社とあり

社領高一石三斗九升六合此現米一石六斗三升八合三勺

大元神社

八面鎮坐

祭神國常立命○神体木像

宗雄云棟札によるに八面神と大元神と二柱なるへし

祭日八月朔日

建物本社鳥居

棟札八面大本大明神上葺享保八癸卯弥生○同上葺延享四丁卯年正

月

天満宮

埵越鎮坐

祭神菅原神○神体石

祭日二月廿五日

建物本社鳥居

棟札再建延宝六戊午年三月○上葺正徳三癸巳年○奉初創立天満宮

享保八歳癸卯季秋廿五日本願主福富吉良左衛門神主森山民部藤原

春喬裏に依御自詫建立成畢辰之生歳云云○造立安永四乙未歳三月

大歳神社

釜野鎮坐

祭神大年神○神体鏡

祭日二月五日

建物本社拜所

小社九所

市原の水神○福富の水神○森分の鈴鹿神○森端の大歳神○びり(ビ
リ)谷の大歳神○市原の貴船(船)神○枇杷(ビハノ)木の道祖

神○釜野の蛭子神○飯田屋敷上の地主神

森神五所

釜野埵越の道祖神○滑谷の大歳神○ふとうか端(不動谷)の道祖
神○汐所の地主神○宮山の地主神

福光林村

天満宮

幸治木鎮坐

祭神菅原神○神体鏡

祭日二月廿五日

建物本社拜所鳥居

小社七所

幸治「之」木の猿田彦神○小屋敷の稲荷社○菊田屋敷の地主神○

市京(原ノ)上の地主神○龍泉寺の天満宮○同所の幸神○坂根の

大武羅神猿田彦神劔徳靈神

森神二所

新屋上の地主神○迫田上鳥森の地主神

今浦村

西宮神社

今浦鎮坐

祭神蛭子神大己貴命天兒屋根命○神体木像

縁起に石州迺摩郡福光之郷内今浦鎮坐給西宮蛭児明神者東殿大己

貴命中殿蛭児命西殿事八十神也云々於是当元禄十一曆石州迺摩郡

大森之公侍田邊武兵衛葛親幸蒙此里之郷重暫時住爰而自感

信其德而常祈化育所然正月上旬不思議得靈夢之発句愈信心

感発興起為村里繁栄催歌仙村民諸共合心尽力云々奉造替

一字之宮舎氏人不怠歌舞祭矣而后間欲再興縁起云云元禄十

一戊寅年三月十八日福光下村八幡宮大宮司森山氏土佐石州迺摩郡

佐摩村大森城上神社大森大明神祠官石崎氏豊麻呂書之夢想之歌仙

「若恵美酒や袋重かる笑かは」朝長閑に松明し浦

「紙鳶真鳶の跡に入かえて」身に入風の後をあらそふ

「見たらぬは山端の露に月を友」又此秋も去年の居籠

宗雄云縁起は拙きものなれと実を知に足る神歌は深意あるなる

へし是を拙と思こと勿れ神歌はかゝるものそ脇より以下ハ此度

催たる起なり

祭日三月八日

建物本社

棟札蛭児尊社元禄十一戊寅二月吉日本願大森田邊武兵衛祠官森山

土佐守春尚施主浅原吉兵衛○西之宮奉新創立享保六辛丑仲春○再

建安永三甲午年○再建文化六己巳歳三月八日

蛭子神社
大御崎鎮坐

祭神蛭子神○神体鏡

祭日三月四日

建物本社

小社一所

榎堂の日御崎神神体鏡再建元文六辛酉年二月朔日

森神三神

千神楽の大歳神

静韮夫云千神楽森二所於俱與社の故跡なり

榎「之」段の牛頭天王(皇)○同所の大元神

吉浦村

惠美須神社

吉浦鎮坐○旧地東山安政六己未年三月廿九日今地に移す

祭神大國主命*事代主命○神体陶物二

祭日三月十日

建物本社

棟札奉再建社檀為海上安穩浦繁栄如意吉祥也宝曆四甲戌年正月吉

祥日云々○大國主尊蛭児尊奉再建御宝殿一字天明八戌申年十二月

十一日○再建文政七甲申年十月廿五日

小社一所

吉浦の大年社

森神一所

吉浦の地主神

*「邇摩郡神社書上帳」では、祭神は事代主命のみである。

石見国神社記卷之二終

墨付百二十三枚

明治十六年九月

高子金部写

〔附録〕藤井宗雄の著作について

膨大な数に上る藤井宗雄（一八二三～一九〇六）の著作は、一九六九（昭和四四）年に浜田市の文化財の指定を受け、ご子孫に当る藤井靖久氏宅に保管されている。それらの著作については、すでに一九六二（昭和三七）年、島根県史の編纂時に調査が実施され、さらに二〇〇四年には頼祺一比治山大学教授を中心とした研究グループによっても調査されている。しかしながらその詳細ならびに現状は、これまでほとんど公にされてこなかった。

私は二〇〇九年二月から数回にわたって、現存する宗雄の著作を調査する機会を得、その解明に努めてきた。ここでは、現段階で明らかになった藤井宗雄の著作の全容と現状とを、簡単に報告しておきたい。

藤井宗雄は一八九八（明治三一）年に「藤園著書目録」を著わし、そのなかで自身の著作を、神代、教誨、石見、自家、詠作、私記の六部に分類している。この目録にはその後の著作も順次書き加えられているが、なかには散逸して現存していないものもあり、逆に藤井家に

はこの目録に記されていないものも残されている。

一六〇頁以降の表一は、「藤園著書目録」の記述に基づいて作成した、「藤井宗雄の著作一覽」である。これに依拠しつつ、宗雄の著作を年代順に配列し直し、主に「自記年表」（明治三二年二月まで）によって、宗雄の生涯の主要事跡と対照させたのが、表二「藤井宗雄著作目録（成立順・未定稿）」である。鍋石村の庄屋の家に生まれた宗雄は、幕末には庄屋職、明治維新以降は浜田県の神社取調方や地誌編輯用係、さらには県社の祠官や神道事務分局長などの公職を歴任する一方、平田家に入門し、岡熊臣や野之口（大國）隆正ら津和野藩の国学者とも交流している。この間、執筆活動は多方面にわたって繰り広げられているが、そのなかで彼の著述の出発点となり、またその中心的領域となるのは、石見の歴史と地誌ならびに宗教であった。

この点は、一八五九（安政六）年十一月執筆の「自序」（『藤園文集』一に収録）に鮮明に読み取ることができる。宗雄三六歳、壮年の決意宣言ともいべきこの文章は、宗雄の著作、あるいはその思想の成立を考える上できわめて重要であると思われるので、その全文を掲げておく。

嘗て自序を按ふるに、宗雄伊、文政六年春正月五日の生なり。父は花炊大人、母は寺戸氏、其先は宗家本国美濃郡丸茂村住、中興祖藤井宗久より出つ。其の四世宗讀、元禄八年津田村に分家し、宗讀より三世宗武、天明三年鍋石村に移る。其子、やかて先考花炊大人なり。宗武及大人ともに二三村の莊官となる。大人に三男四女あり。一は女子、山根氏に嫁く。次に宗秘なり。大人の遺跡を相続す。後、当村の庄屋となる。次は女子、始め村田氏に嫁く。

不縁後山崎氏に嫁く。次は通機、河野氏を継ぐ。次は女子、尾崎氏に嫁く。次は宗雄。次は女子、大崎氏に嫁く。宗雄、始め通機に就て素読す。幼くして多病なり。故に四書を読むこと能はず。斯て十六歳にして大人を喪ひ、十七歳にして宗秘を喪ふ。こゝに於て通機、家事を掌り、宗秘の後を継いで当村の庄屋となる。今におみて故の如し。宗雄、弘化元年村田家に養はる。居こと三年にして帰る。其後七年を経て通機、河野家に帰る。故をもて宗雄、当家を相続す。先考嘗て曰、子数多ありといへとも我か後を継むは汝なるへしと。宗秘また云、我後は必ず汝か躬に在むと。こゝを以て今日に至る。これ幽契の然らしむる所か。斯て父兄の遺跡を受るといへとも、家に功なく祖に孝なし。戦競みつから持せず。上に仕へす下を撫せず。経済こゝにおみて闕く。しかのミならず、事に懈怠し物に短慮に、酒を嗜ミ色に沈り、殆ど狂人に等し。偶本居翁の玉銚百首を得て始めて歌を詠むことを惟ひ、平田翁の玉禪(ついで)を讀て殆皇位の最高古道の最美を知る。こゝに於て神書と歌書とを捨てず。二翁の書籍を讀こと茲に十有余年なり。竊に按ふ、多きときハ神、放にして失ひ易く、少なるときハ志、一にして忘れ難しと。茲に於て立花茶道を止め音曲碁局を廢し、或は神に誓て邪姪を絶ち言を立て飲酒を滅し、または畋獵遊戯を息め坐睡懈怠を矯むといへとも、固より癡鈍文盲にして一も得ること能はず。偶当国神社の衰廢古跡の沈没を歎き、輟耕の余暇みつから遣遙して是を探り彼を索め、或ハ学て聚め問て弁へ粗その大概を知る。茲に於て是を書して世に傳くせむことを欲しまゝ、また父祖の叙を記し私家の業を勤へ始めて数部を著す。其書目は石見志十卷、同別記一卷、石見国郡考一卷、同郷名考一卷、同村名考一卷、石見

国式内神社考三卷、石見名跡考二卷、同統編一卷、藤井家記二卷、私家玉禪三卷、漁山仙現社鎮坐記一卷、私家中定式一卷、庸用大全一帖等なり。文ハ拙といへとも実事を載て著明なるものなり。是を国に伝へ家に遺して君上の恩頼を忘却せざる一端、祖考の功勞を報謝せる微志を表さむとす。然れとも前件の諸部いま稿にありて、或は成れるあり或はならざるあり。凡人の世に在るやわつか三万日なり。今その三の一を消す。成る所の書十の一に到らず。こゝに至て悲歎大息に堪ざり。さいはひに志を奪ふことなく吾か為に成功を助むものは、吾從て是を師とせむ。且それ、道を伝へ惑を解き忠を告げ善を道ふものあらは、また吾從て是を師とせむ。是、宗雄か平生の志のミ。依て自叙を作り聊か情素を抒ふ。敢て寓言を載せ妄に名声を來るに非ず。竊に仰く天神と地祇と。

是はことごとくしき挙言なれとも、暫く載て後日改正の助とす。
ミむ人その至愚極陋を恕せ。(適宜、句読点を補つた)

宗雄が父や兄から将来を囑望されつつ若くして家督を継ぎ、その重圧からか自暴自棄に陥つたときに、宣長の歌道、篤胤の国学に触れ、神道を志すに至つた事情が、おそらくは誇張も含まれるであろうが生き生きと描き出されている。なかでも「偶当国神社の衰廢古跡の沈没を歎き、輟耕の余暇みつから遣遙して是を探り彼を索め、或ハ学て聚め問て弁へ粗その大概を知る。茲に於て是を書して世に傳くせむことを欲し……」とあるように、宗雄の初発の志向が何よりもまず、石見の神社誌ならびに地誌の作成にあったことは明らかであろう。しかも「文ハ拙といへとも実事を載て著明なるものなり」というその試みは、特定の師に導かれたものではなく、ほぼ独学で遂行されたのであった。

文中に挙げられた書目はいずれも、題名に若干異同はあるが、後に「藤園著書目録」に掲載されることになる（表二ではゴチックで示してある）。なかでも『石見誌』（後の題名は『石見雑記』）と『石見国式内神社考』とは、当初から構想された中核的な著作といえる。

一八五四（安政元）年に着手された『石見雑記』はその後も推敲を重ねて一八八九（明治二）年に清書されている。また、一八六一（文久元）年の序文がある『石見国式内神社考』は、推敲を重ねた草稿と未製本の清書の一部しか残されておらず、おそらく清書は完成しなかったと考えられる。そしてこの『石見国式内神社考』の内容も踏まえつつ、一八七〇（明治三）年から翌年にかけての神社取調による浜田藩・銀山領全域の踏査・調査成果を加味しながら、式内社のみならず神社・小祠・森神へと範囲を拡大して成立したのが、『石見国神社記』だったのである。本書は表二にもあるように、一八七三（明治六）年に草稿が成立し、その後一八八三（明治一六）年から一八八七（明治二〇）年にかけて清書されている。石見地方の神祇に関わる宗雄の著作のなかでは最も浩瀚かつ詳細な、いわば集大成であって、明治初年の当地方の宗教状況の一端を窺わせる好個の資料として、私が翻刻を試みる所以である。

いずれにせよ、藤井宗雄の膨大な著作群が、幕末から明治初期にかけての石見地方の歴史、文化、宗教を考える上で、またとない宝庫であることは疑いを容れない。この宝庫を活用した研究の、今後のいっそうの進展を期待したい。

註

(1) この目録自体は、一九七一年に複製された『石見年表』（島根県立江津

工業高等学校図書館発行）の別巻にも収められている。
(2) この点に関連して、拙稿「石見地方の「森神」をめぐる——明治初年「神社書上帳」を手がかりに」（『山陰民俗研究』一五、二〇一〇年）では、神社取調の調査結果である「神社書上帳」（島根県立図書館所蔵）の分析から石見地方の「森神」の諸相を明らかにするとともに、「森神」というカテゴリー成立に関わる藤井宗雄の思想展開を、岡熊臣との関わりも含めてたどっている。

〔付記〕宗雄の著作の調査を快く受け入れて下さり、また目録の公開をお許しいただいた藤井靖久さんには、厚く御礼申し上げます。難読箇所に関しては、昨年の巻一安濃郡の翻刻の場合と同様、近世古文書読解を専門としておられる松本美和子さんにご教示いただいた。記して謝意を表したい。

なお本稿の作成は、「二〇一〇年度島根大学法文学部山陰研究センター・人文社会諸科学の基盤形成事業」の一環である。

集玉秘函 (藤園近親系) < 藤田近親系 >	二卷		○
詠作に係る部			
藤園歌集	六卷	安政3年6月首巻なる	
限時詠歌	二卷	明治25年春より	○
六種歌集	三卷 (四)	明治15年1月より	○
竹の下風	一卷	明治31年11月	○
花車 < 花久るま >	一卷	明治28年2月	○
古代歌	一卷		
詠歌用意	一卷		
風体論			
歌むしろ < うたむ志呂 > (自選藤園集)	一卷		○
(藤園長歌集)			○
私記に係る部			
謔言録		明治元年5月より	○
法帖	一卷	明治8年の頃	
書画帖	三卷	明治31年	
文集 < 藤園文集 >	七卷 (八)	嘉永2年6月より	○
紀行 < 藤園紀行 >	四卷 (五)	天保12年5月より	○
年表 < 自記年表 >	一卷	明治15年12月初稿	○
藤園翁伝	一卷	明治19年3月山根道教記	○
延羽玉物語	一卷	明治31年	○
懐録	二十四卷 (二十九)	嘉永5年5月首巻成	○ [三欠]
日用録 < 藤園日用録 >	三卷 (四)	明治7年4月より	○
著書目録 < 藤園著書目録 >	一卷	明治31年11月	○
伊都の高とも < 伊都の高登母 >	一卷		○
分局分割一件 (建碑寄附神原集纏勘定)	一		○
(庖厨心得)			○
(失財原因論)			○
(農業訓)			○
(対外新論)			○
(婦女の心得)			○
(清国変乱記)			○
(西教概記)			○
(義勇奉公)			○
分へき書の事			
鍋石村年表	一	秘函の内	
古老口碑	一	同上	
星の千草	一	同上	
猪鹿追捨狩	一	同上	
産紙之記	一	同上	
石見国管轄沿革記	一	文集の内	
日球緯星の図説	一	同上	
赤県太古略系図	一	懐録の内	
年表	一	種同上	
II 「藤園著書目録」に掲載されていないが藤井家に現存するもの			
神社取調書上帳 (邑智郡、美濃郡)	明治3 ~ 4	[未製本]	○
美濃郡里程略図庶務課	明治5		○
鹿足郡里程略図庶務課	明治5		○
安濃郡里程略図庶務課	明治5		○
邇摩郡社領高并現収納米書取帳		[未製本]	○
履歴	明治32		○
以呂波譬	明治39		○
四書雜書			○
石見志別記稿			○
石見志附録十之巻			○
帰郷録事			○
宗祖追善歌			○
藤田享祭期年表			○
III 刊本			
藤井宗雄『鷲の山風略解』、明治19年 (1886)			
藤井宗雄『濱田鑑』安達共栄堂、明治32年 (1899)			
藤井宗雄『石見国式内神社在所考』、佐伯有義編『神祇全書』第五巻、明治41年 (1908)			
藤井宗雄『石見年表』島根県立江津工業高等学校図書館、昭和46年 (1971)			
藤井宗雄『石見国名所歌集附斥非』、工藤忠孝編『石見国名所和歌集成』石見地方未完資料研究会、昭和52年 (1977)			

表一 藤井宗雄の著作一覧(「藤園著書目録」を中心に)

I 「藤園著書目録」(明治31.10)

※○は現存、■は刊本を示す。

※()内の著作名ならびに巻数は、明治31年11月成立の「藤園著書目録」に後から加筆されたと推定されるものを、()内は、藤井靖久氏宅に現存する実際の著作の表記が異なっているものを、[]は補足説明を、それぞれ示す。なお、行末にく(四種雑書)とあるのは、これら四編の論考が「四種雑書」の題名で一冊に合本されていることを示している。

神代に係る部

古事新考	四卷	明治9年5月より	○
上代記	二卷	明治21年8月より	○
上代記説明	二卷	明治24年3月より8月まで	○
上記仮字附	四十二綴	明治26年4月より8月まで	○
上記真訳	十四綴	明治28年4月より	○
同日録	二卷	明治31年3月	○

教誨に係る部

石見諸社祭神考 <石見国諸社祭神考証>	一卷	明治31年	○
神社五事	一卷	明治30年2月	○
祝詞新案	一卷		○
易暦度量考	一卷		○
神代文字考	一卷	明治29年2月	○
焼鎌 <屋喜加満>	一卷	慶応中	○
対外新論	一卷	明治29年11月	○
大同訓	一卷	明治28年8月	○
大同訓註解	一卷	同年10月	○
胎生死三徳図説 <胎生死三徳之図>	一枚	明治13年5月	[14年8月刻成]
魂魄作用図説 <魂魄作用之図説>	一枚	明治9年6月	[同上]
神号	一枚	明治18年12月	[刻成分局へ納]
大乘組織式図説	一枚	明治19年3月	
鷲の山風	一卷	明治18年7月	■
兵事小言	一卷	文久元年7月	○
中御柱 <なか乃御柱>	一卷	安政4年7月	○
久邇の御柱	内会之内	文久3年3月	○ <四種雑書>
金銀論	同卷	同年の頃	○ <四種雑書>
震譜	一卷	明治5年10月	[3月着手]
真言草稿 <真言草稿八種合本>	一卷	明治29年3月綴	○
六種拔書 <拔書六種合本>	一卷		○
金岡掌鑑	一卷	明治29年3月	○
岡本家年祭式	一卷	明治27年9月	○
他家七種系図	一卷		○
和歌内会心得	一卷	安政5年8月	○ <四種雑書>
於知久保抜歌	同卷	安政7年正月	○ <四種雑書>
(木芽の香)			○

石見に係る部

石見国郡考	一卷	明治2年2月	○
同郷名考	一卷	明治元年閏5月	○
同村名考	一卷	明治20年2月	○
同名跡考	一卷	明治2年2月	○
同名所歌集	一卷	同時	○
同斥非	同卷	同時	○
浜田鑑	一卷	明治31年9月	○ [刊本] ■
石見国図	一枚	明治9年3月	○
同古図	一枚	明治23年2月	○
石見神社記 <神社記>	八卷	明治20年9月	○
同書上 <神社書上那賀>	三卷	明治22年10月綴	○
同書取 <神社書取>	二卷	同年10月綴	○
石見式内神社考 <石見国式内神社考>	三卷	文久元年4月	○
同六種考証	一卷	明治20年6月綴	○
石見雑記	十卷	明治20年の頃	○
同雑書 <石見雑書綴>	二卷	明治22年8月綴	○
石見私記概略	一卷	明治7年5月	○
石見諸家系図	一卷	明治22年11月	○
石見国年表 <石見年表>	四卷	明治5年6月	○ ■
(浜田城主歴代期年表一)			○
(石見新話)			○

自家に係る部

藤井家系図 <藤井系前編並弁>	一卷		○
平田家系図 <平田系>	一卷		○
宗祖年回祭記 <藤井宗祖年回忌>	一卷		○
浅間社鎮座記	一卷	明治29年6月序	○
寄石亭発句集 <寄石亭発句集拾遺>	一卷	同年3月序	○
藤井家記	一卷	安政6年9月着手明治20年5月稿成	○
同家式	一卷	嘉永6年10月	○
同家則	同卷	明治28年2月	○
同玉櫛 <藤井家玉櫛>			○

鷺の山風	1 卷	明治18年7月	教	■	
神号	1 枚	明治18年12月	[刻成	分局へ納]	教
大乘組織式図説	1 枚	明治19年3月	教		
藤園翁伝	1 卷	明治19年3月	山根道教記私		
石見村名考	完	明治20年2月	石	○	
神社記	1~8	明治20年2月序	石	○	
		[表書以外の本体の題名は石見国神社記]			
石見神社六種考証	完	明治20年6月綴	石	○	
石見雑記	1~10	明治20年の頃	石	○	
上代記	乾坤	明治21年8月より	神	○	
石見雑書綴	上下	明治22年8月綴	石	○	
神社書上那賀	上下	明治22年10月綴	石	○	
神社書取	上下	同年10月綴	石	○	
石見諸家系図	全	明治22年11月	石	○	
石見国古図	1 枚	明治23年2月	石		
上代記説明	乾坤	明治24年3月より8月	神	○	
限時詠歌	上下	明治25年春より	詠	○	
上記仮字附	2 綴	明治26年4月より8月	神	○	
岡本家年祭式	1 卷	明治27年9月	教	○	
花久るま	全	明治28年2月	詠	○	
上記真訳	1~14 秩	明治28年4月より	神	○	
大同訓	全	明治28年8月	教	○	
大同訓註解	全	明治28年10月	教	○	
神代文字考	全	明治29年2月	教	○	
金岡掌鑑	1 卷	明治29年3月	教	○	
寄石亭発句集拾遺	全	明治29年3月序	自	○	
真言草稿八種合本	全	明治29年3月綴	自	○	
浅間社鎮座記	全	明治29年6月序	自	○	
対外新論	全	明治29年11月	教	○	
祝詞新案	全	明治30年2月	教	○	
神社由来*	全	明治30年1月	教	○	<神社五事>
神職用意*	全	明治30年3月	教	○	<神社五事>
産土神考・氏神考・村社考*	全	明治30年8月	教	○	<神社五事>
上記目録	上下	明治31年3月	神	○	
浜田鑑 藤井大教正著	全	明治31年9月	石	○	[刊本] ■
竹の下風	全	明治31年11月	詠	○	
藤園著書目録	全	明治31年11月	私	○	
神社五事	全	明治31年	教	○	
書画帖	3 卷	明治31年	私	○	
延羽玉物語	全	明治31年	私	○	
上記年表	全	明治15年12月初稿	明治31年12月まで	私	○
木芽の香	全	明治32年1月	教	○	
西教概記	全	明治32年2月	私	○	
履歴	全	明治32年3月	○		
農業訓	全	明治33年6月	私	○	
石見新話	全	明治34年2月	石	○	
庖厨心得	全	明治35年7月15日	私	○	
分局分割一件	全	明治35年9月より	私	○	
失財原因論	全	明治38年	1月15日	私	○
以呂波譬	全	明治39年4月		○	

※年代不明

石見国諸社祭神考証	完	教	○	
易暦度量考	1 卷	教		
抜書六種合本	全	教	○	
他家七種系図	1 卷	教		
郷神社在所私考*	全	石	○	<神社六種>
石見国旧社考証*	全	石	○	<神社六種>
神社記*	全	石	○	<神社六種>
藤井系前編並弁	全	自	○	
平田系	全	自	○	
藤井宗祖年回記	全	自	○	
藤井家玉櫻草稿	中卷、下卷	自	○	[上卷欠]
集玉秘函	2 卷	自		
古代歌	1 卷	詠		
詠歌用意	1 卷	詠		
風体論		詠		

高年記

「依願り石見国神道事務分局長ヲ免サル」		明治18年2月3日	
「中教正ニ補サル」		明治19年1月7日	
「本教々々社員除名表ヲ出ス」		明治19年11月	
「鴨嶋実ヲシテ石見神社記ヲ中精セシム」	同月		
「葬儀略式ヲ草稿シ分局へ納ム」	明治21年5月		
「千家尊紀殿へ鷺山風略解一部ヲ献上ス」	明治21年12月10日		
「鴨嶋実ヲ雇ヒ石見雑記ヲ草稿ス」	明治22年4月		
「那賀郡私立清酒共進会ノ審査長ヲ勤ム」	明治22年7月30日		
「石見ニ関スル著述ヲ止メ是ヲ山根道恭父子へ託ス」	明治22年12月		
「夫婦ノ靈籤ヲ作ル」	明治23年3月		
「夫婦ヲ写真ス宗雄六十七年四月婦自六十四年九月ノ姿ナリ」	明治23年4月19日		
「毎日曜ニ分局ニテ上代記ヲ講ス」	明治24年10月4日		
「号を石華仙トス」	明治25年1月25日		
「亀山神社ノ建築ニ着手シ担当ス」	明治25年2月		
「豊後国橋川益荒ヨリ上記送來ル」	明治25年3月		
「権大教正ニ補サル」	明治26年9月10日		
「妻寺戸氏婦自子死去」	明治28年7月31日		
「大教正ニ補ル」	明治30年4月27日		
逝去	(1906)	明治39年12月14日	

うたむ志呂	全	詠	○
自選藤園集初編	全	詠	○
藤園長歌集	全	○	
藤園近親系	全	自	○
浜田城主歴代期年表	全	○	
建碑寄附神原集總勘定	全	私	○
婦女の心得	全	私	○
清国変乱記		私	
義勇奉公		私	
四種雑書		○	
宗祖追善歌	全	○	
石見志別記	十之	○	
石見志附録	全	○	
藤田享祭期年表	全	○	
帰郷録事	全	○	
石見国式内神社考[清書の一部、未製本]		○	

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷二 邇摩郡(付 藤井宗雄の著作について)(山崎 亮)

表二 藤井宗雄著作目録(成立順・未定稿)

※○=現存、■=刊本、* =後に冊子()に書名を示す)にまとめられた論考(ただし一部のみ)

※前掲表一のIIのうち、神社取調書上帳、里程略図、社領高并現収納米書取帳は取り上げない。

※藤井家に現存するものの書名等は表書に従った。ゴチック体の著作名は安政六年の「自序」に記された代表作を、[]は補足説明を示す。右欄は藤井の主な事跡を「自記年表」から抜萃したものであるが、これ以外を典拠とするものは、()で示した。弱年記、盛事記、高年記の区分は「自記年表」に基づく。

※表中の神、教、石、自、詠、私の字は『藤園著書目録』の分類を示す。

藤園紀行	1~5	天保12年5月より	私	○
藤園文集	1~8	嘉永2年6月より	私	○
(2巻は五百園文集と題して明治13年4月以降)				
懐録	首巻上下、1~29	嘉永5年5月首巻成	私	○ [3欠]
藤井家式並家則	全	嘉永6年10月、明治28年2月	自	○
藤園歌集	6巻	安政3年6月首巻なる	詠	
なか乃御柱	全	安政4年7月	教	○
和歌内会心得*	全	安政5年8月	教	○ <四種雑書>
藤井家記	全	安政6年9月着手明治20年5月稿成	自	○
自序*		安政6年11月	私	○ <藤園文集1>
於知久保抜歌*		安政7年正月	教	○ <四種雑書>
石見国式内神社考	草稿上中下	文久元年4月	石	○ <下の冒頭欠>
兵事小言	完	文久元年7月	教	○
久邇の御柱*		文久3年3月	教	○ <四種雑書>
金銀論*		同年の頃	教	○ <四種雑書>
屋喜加満	草稿	上下合本 慶応中	教	○
仕組方ニ差出す口上書*		慶応4年5月	私	○ <謔言録>
讀言録	完	明治元年5月より	私	○
石見国郷名考	全	明治元年閏5月	石	○
石見国郡考	初稿	全 明治2年2月	石	○
石見国名跡考	附録	全 明治2年2月	石	○
石見名所歌集附斥非	完	明治2年2月	石	■
伊都の高登母	全	明治3年	私	○
乍恐奉歎願口上覚*		明治3年9月	私	○ <謔言録>
石見国式内神社在所考	(附録官知神社在所考)*	明治4年6月	石	○ <神社六種> ■
六事難解*		明治4年7月	私	○ <謔言録>
読書捷徑*		明治4年11月	私	○ <謔言録>
口上書*		明治5年1月	私	○ <謔言録>
石見年表	上中下附録	明治5年6月	石	○ ■
震譜	完	明治5年10月	(3月着手) 教	○
私著書目書*		明治5年11月	私	○ <謔言録>
邪氣退攘願書*		明治6年1月	私	○ <謔言録>
藤園日用録	1~4	明治7年4月より	私	○
石見私記概略	完	明治7年5月	石	○
祝詞私編*		明治7年6月	石	○ <神社六種>
略拝詞*		明治7年6月	石	○ <神社六種>
神社取調*		明治8年5月	石	○ <神社六種>
法帖	1巻	明治8年の頃	私	○
古事新考	春夏秋冬	明治9年5月12日より	神	○
石見国図	1枚	明治9年3月	石	○
魂魄作用之因説		明治9年6月	(14年8月刻成) 教	○
胎生死三徳之図		明治13年5月	(14年8月刻成) 教	○
六種歌集	1~4	明治15年1月より	詠	○

弱年記		(1823)
出生		文政6年正月5日
「自ラ酒ヲ醸造ス」		天保10年冬
「自ラ宗雄ト称ス」		弘化2年某月
「木部岡熊臣翁ヲ訪フ」		嘉永4年某月
盛事記		
「家事ヲ掌ル」		嘉永5年2月
「寺戸良左衛門女婦自ラ妻トス」		嘉永5年6月29日
「神事ヲ修シ家事ヲ掌ラ告ル」		嘉永5年11月17日
「〔石見志ノ草稿ニ着手ス〕		安政元年2月
「〔祖神ヲ祭ル〕		安政元年4月26日
「〔漁山ニ先考ノ靈社ヲ建ツ〕		安政元年4月27日
「〔別号ヲ藤園ト銘ス〕		安政2年春
「始テ歌会ヲ開ク」		安政6年8月22日
「〔丸子山ノ森神ヲ始テ祭ル〕		文久元年10月
「〔浜田ニ於テ野之口隆正翁ヲ訪ヒ直ニ発途シ出雲国諸社ヲ巡拝シ廿三日帰村ス〕		文久3年正月3日
「〔平田家へ束脩ヲ贈リ入門ス〕		文久3年12月11日
「〔鍋石村庄屋ヲ申付ラル〕		元治元年12月27日
「〔大元祭〕		慶応2年9月23日
「〔願ニヨリ鍋石村庄屋ヲ免サル〕		慶応2年11月14日
「〔朽木鍋石両村庄屋ヲ申付ラル〕		明治元年3月1日
「〔願ニ依テ朽木鍋石両村庄屋ヲ免サル〕		明治3年11月7日
「〔管内大小ノ神社取調方ヲ申付ラレ所勤中浜田県出仕心得申付ラル〕		明治3年11月12日
「〔神社明細帳十五冊〕等上納		明治4年11月20日
「〔津和野桑原秀久来リ津和野領附ノ内那賀邑智ノ神社取調ヲ依頼ニヨリ書取ノ上県庁へ差出す〕		明治4年12月
「〔神社記〕草稿		明治6年
「〔那賀郡黒川村県社天石門彦神社兼浅井村県社天豊足柄姫命神社祠官ニ任セラル〕		明治7年4月25日
「〔地誌編輯用係ヲ申付ラル〕		明治7年5月9日
「〔少講義ニ補ル〕		明治7年9月18日
「〔大教院へ神道ノ事ニツキ心事ヲ上申ス〕		明治8年12月
「〔第一大区小一区会議長ヲ依頼セラル〕		明治9年3月27日
「〔石見国神道事務分局長ヲ担任セラル〕		明治10年2月13日
「〔中講義ニ補ラル〕		明治10年5月23日
「〔依頼テ天石門彦神社ノ祠官ヲ免サル〕		明治11年3月1日
「〔本教々会へ入社〕		明治12年3月2日
「〔平田家ヨリ故先生ノ短冊並遺稿一葉ヲ賜フ〕		明治12年6月
「〔大講義ニ補ラル〕		明治12年7月16日
「〔依頼テ天豊足柄姫命神社ノ祠官ヲ免サル〕		明治12年12月20日
「〔権少教正ニ補ラル〕		明治15年10月11日
「〔皇典講究所委員ヲ申付ラレ〕		明治15年10月31日
「〔神社記〕安濃邇摩「中精」		明治16年秋
「〔少教正ニ補ラル〕		明治17年11月2日

**A reprint : FUJII Muneo,
Record of shrines in the Province of Iwami, vol.2,
(Nima District)**

YAMAZAKI Makoto

(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

[Abstract]

This document was written by FUJII Muneo (1823-1906), a scholar of Kokugaku, in 1887 and it shows the varieties of shintoism and folk religion in the Province of Iwami during the early Meiji Era. This time, I reprint volume 2 of this precious document which consists of 8 volumes.

Keywords : FUJII Muneo, *Record of shrines in the Province of Iwami*, Nima District